

平成28年3月定例会

政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	平成28年3月9日（水）
会 議 場 所	川里農業研修センター第3会議室
開 会 日 時	平成28年3月9日（水） 午前8時58分
散 会 日 時	平成28年3月9日（水） 午後3時15分
委 員 長	中野 昭
委員会出席 議 員	
委 員 長	中野 昭
副 委 員 長	頓所 澄江
委 員	坂本 晃 矢部 一夫 金澤 孝太郎 川崎 葉子 諏訪 三津枝
欠 席 委 員	なし
議 長	
委員外議員	
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 1 2 号	鴻巣市行政不服審査会条例	原案 可決
第 1 3 号	鴻巣市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例	原案 可決
第 1 4 号	鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 1 5 号	鴻巣市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 1 6 号	鴻巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 1 7 号	鴻巣市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 1 8 号	鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例	原案 可決
第 1 9 号	鴻巣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 2 0 号	鴻巣市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	原案 可決
第 2 1 号	鴻巣市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例	原案 可決
第 3 1 号	平成 2 7 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 6 号）のうち本委員会に付託された部分	原案 可決
第 3 6 号	平成 2 8 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案 可決
請 請 第 1 号	「『平和安全保障関連法』の廃止を求める意見書」提出についての請願	不採択
請 請 第 2 号	安全保障関連 2 法「国際平和支援法、平和安全法制整備法」の廃止を求める意見書提出についての請願	不採択

委員会執行部出席者

(秘書室)

秘書室長 田島 史  
秘書課長 佐々木 紀演

(企画部)

企画部長 望月 栄  
企画部副部長兼財政課長  
根岸 孝行  
企画部副部長兼危機管理課長  
中島 章男  
総合政策課長 飯塚 孝夫  
情報システム課長兼社会保障  
・税番号制度導入プロジェクト課長  
小林 宣也

(総務部)

総務部長 武井 利男  
総務部副部長 田口 義久  
総務課長 榎本 智  
職員課長 清水 洋  
契約検査課長 笹野 一郎  
自治文化課長 町田 浩一  
自治文化課副参事 大島 幸子  
  
吹上支所長 田島 好夫  
川里支所長 鵜飼 能志  
会計管理者 野口 泰三  
監査委員事務局長 堀 雅勝  
建築課長 白井 邦昌  
  
書記 森田 慎三  
書記 竹井 豊

(開会 午前 8 時 5 8 分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。

矢部一夫委員と金澤孝太郎委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託された案件は、議案第12号 鴻巣市行政不服審査会条例、議案第13号 鴻巣市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例、議案第14号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例、議案第15号 鴻巣市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例、議案第16号 鴻巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第17号 鴻巣市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第18号 鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例、議案第19号 鴻巣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、議案第20号 鴻巣市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例、議案第21号 鴻巣市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例、議案第31号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分、議案第36号 平成28年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、議請第1号

「『平和安全保障関連法』の廃止を求める意見書」提出についての請願、議請第2号 安全保障関連2法「国際平和支援法、平和安全法制整備法」の廃止を求める意見書提出についての請願の議案12件及び請願2件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議会先例のナンバー46—6「常任委員会の審査の方法は、議案・予算・請願の順序で審査するのが例である」ということから、初めに議案について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、議案第36号の一般会計予算については、歳入と歳出は別々に執行部から説明を受けた後、質疑を行い、その後討論、採決の方法で進めた

いと思います。

また、質疑については、質疑する内容についてよく理解をしていただき、議案第31号及び議案第36号については予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いをいたします。

次に、議請第1号及び議請第2号は関連あることから、一括して議題とし、紹介議員から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

委員の皆様には、今回議案並びに請願を含めて14件ということでありますので、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、また執行部についても答弁については簡潔にお願いしたいということを最初にお願いをしたいと思うのですが、ただいま申し上げましたこの方法によって議事を進めていきたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係ない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第12号 鴻巣市行政不服審査会条例、これについて執行部の説明を求めます。

(総務課長) それでは、議案第12号 鴻巣市行政不服審査会条例についてご説明申し上げます。

これは、行政処分に対し国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続について定めた行政不服審査法の改正により、市が行った処分や審理手続についての妥当性をチェックするための第三者機関の設置が義務づけられましたことから、新たに設置する第三者機関の名称やその組織及び運営について定めた条例を制定するものです。具体的には、この審査会は公正な判断をすることができ、法律または行政に関して識見を有する委員3名で構成するもので、その任期を2年とするほか、守秘義務規定を設けるとともに、これに違反した場合50万円以下の罰則を規定しております。また、附則におきまして、新たな委員の報酬を定めるため、鴻巣市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例に行政不服審査会の会長及び委員の日額報酬を加える改正を行う

ものです。

以上です。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ある方、挙手をお願いします。

（金澤）それでは、議案第12号の鴻巣市行政不服審査会条例について何点か質問させていただきます。

行政処分に対して不服等があった場合、法的の場合は裁判所のほうに提訴するないしは行政不服審査法に基づいた形で不服を申し出るという2つの方法があると思うのですが、この行政不服審査法というのが私も調べたらもう50年ぐらい改定していなかったというような古い法律でございますけれども、その法律が改正するので鴻巣市のほうも条例制定するのだという話でございますが、その中でこの条例案、条例の中身も含めてちょっと質問させていただきたいのですが、まず先ほど今説明あった審査庁の判断に対する第三者機関によるチェックとありますが、この第三者機関というのが今回の条例制定する審査会という形で判断していいのですか。

（総務課長）そのとおりでございます。

（金澤）では、この審査会の委員というのはどういう人になるのだから、その辺をちょっとお聞かせ願いたいのですが。

（総務課長）現在市では別の第三者機関といたしまして、情報公開・個人情報保護審査会があります。これは、情報公開請求に対して公開決定等に不服がある場合は行政不服審査法に基づいて不服申し立てをできることはできますが、この不服申し立てがあった場合は原則この審査会のほうに諮問しなければならないということになっております。この審査会は、弁護士さんなどすぐれた識見を有する方3名で構成された第三者機関であります。公開決定等の適法性や妥当性を調査、審議、答申しております。このように既に同じ行政不服審査法に基づく不服申し立てについて第三者の立場から適法性、妥当性をチェックしておりまして、実績を有しております情報公開・個人情報保護審査会の委員さんに新たな行政不服審査会の委員さんをお願いしたいと考えております。

以上です。

（金澤）そうすると、行政不服審査会と兼ねるということですか。委員さん自体は。

（総務課長）はい、そのとおりです。

（金澤）次に、この条例の中の文言についてちょっと確認をさせていただいたのですが、審査会の委員は3名ですと、任期は2年という形で会長、副会長を1人ずつ置くということなのですが、5条の会議のところで、この会議というのは全ての委員の出席がなければ開くことができない。本来通常過半数以上とかという文言が普通なのだけれども、全員出席でなくてはならないと。その3のほうは、審査会の議事は出席者委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長決するという文言。3名ですよ。普通5名だったらこういう文言というのはわかるのだけれども、3名において可否同数のときは議長決すると。要は1対1でわからないから、では議長の監査で2対1にするのだというところの文言だと思うし、また3名で、会長が事故あるときは副会長が代理になると。そうすると、そのときは2名だよ。これは、全員の出席がなければこの会議を開くことができないということだから、2名のときは開けないわけでしょう。その辺の文言の矛盾性というところが若干あるかなと思うのですが、この辺説明を願いたいのですけれども。

（総務課長）まずは、この委員さんの3名ということですが、国のほうの行政不服審査会、国のほうもあります。いわゆる異議申し立てに対しての調査、審議の効率性を図るため一応3名が適当だろうということで国のほうも3名で審議をするということで規定されております。また、近隣の市町村とかを見ても、1つの審理については一応3名でやるというような状況でございますので、法律、国あるいは県、近隣市町村に倣って一応3名ということで規定をさせていただきました。例えば会長が欠けたときということですが、まず会長に事故があるときというのは一般的には長期の旅行だとか病気とかで一時的に職務を遂行できない場合、また欠けたときというのはいわゆる不幸にも亡くなられたあるいは辞職をされたということで欠員になった場合のことを申して

おりますが、この異議申し立てから採決という最終の市が判断するまでの期間を国とか県においても6カ月から7カ月というふうに見ておるところです。したがって、本市といたしましても6カ月を見込んでおりますので、その6カ月の中で例えば会長さんあるいは委員さんが事故があったあるいは欠けたときにつきましては、その補充等をその期間で十分できるのではないかなというふうに考えております。

(金澤) 今6カ月、7カ月の期間が出ましたので、ちょっとその確認なのですけれども、審査会の審査請求手続というのが当然ありますよね。それに対していつまでにこの委員会で決裁、採決というのかな、これを行うに当たってのもともとの期間を、では何カ月にするという期間を決めるのか、また最終的な終結については結局この議案については容認するか却下するか、これは無理ですといういろいろな文言があると思うのだけれども、その辺はどういう形で考えているのか。

(総務課長) まず、この行政不服審査会の審査の期間というのは設けておりません。というのは、事案によりまして長かったり、短かったりという変化がありますので、先ほど全体の期間ということで6カ月をとっていますので、その中で審査会のほうが決定というか、答申をするような形にしたいと考えております。最終の審査会の職務においては、審査会がやるのは答申ということをやります。執行部のほうから諮問をして、その内容について妥当かどうかというのを答申をしていただきます。そして、また違う部署になるのですが、その違う部署が市の最終の判断として裁決書というのをつくります。これが最終の市の判断ということになります。審査会においては、その裁決書の案が妥当かどうかというのを判断をする期間ということになります。ですので、まとまりませんが、行政不服審査会の審査の期間というのは設けておりませんので、その6カ月の中でやりくりをしていくということになっております。以上です。

(金澤) そうしますと、今の説明の中で最終の終結、これ却下するか容認するかというのは、これは審査会では審査委員長が提言するのだろうかけれども、最終決裁は市長になるわけですか。



(総務課長) 最終は市での判断ということになります。

(金澤) 市で判断ということは、市長でいいわけですか。

(総務課長) そうです。はい、最終の。

(金澤) それと、この審査請求が出たときに、内容的には専門的で難しい部分がある項目があると思うのです。そうすると、3人の委員さんだとなかなか回答が出づらいつい場合に、特別の専門員というか、臨時委員というのは置くことができるのかどうか、それをちょっと聞きます。

(総務課長) 国のほうでは、やっぱり全体の委員さんを例えば12名と、その中の3人が審議をするということになっていきますので、置くことは可能だと思いますが、本市におきましては今の委員さんをお願いしようという予定が弁護士さんですか法律に詳しい方あるいは行政経験のある方ということをお願いをする予定でございますので、これにつきましては補充とか特別の意見を聞くということは一応考えておりません。

以上です。

(川崎) それでは、お聞きいたします。

まず、50年ぶりの大改正ということでございますけれども、この改正の目的としましたならば非常に簡便になると、スピードが図られるのではないかということが言えるのかなというふうに思うのですけれども、改めましてその目的、国民、市民に対しての利便性についてお伺いをいたします。

(総務課長) まず、これまでの改正前の行政不服審査法につきましては、例えば保育所の入所の申請をされた方について市がその入所の承諾、不承諾の決定をするわけですがけれども、例えば不承諾になった場合にそれに対して不服申し立てをしておりますが、その不服申し立てについて処分をした課に不服申し立てをするのです。という、実際に不服申し立てをしたところと再度審査をするところが同じだったということで、ある意味公平性だとか、ちょっと透明性のほうに欠けていた部分があるのかなというところで、公平性の確保ということで改正の、行政不服審査法においては処分したところと実際に再度審査する職員、部署を分けるというような形で公平性の確保と透明性の確保をしております。もう

一点は使いやすさということで、今まで不服申し立ての期間が決定を知ってから60日間というところだったのですが、それが一応3カ月ということで延長されました。というのは、60日間というところで、あ、しまったといったときに不服申し立てができなくなった場合にできるだけ救済をしようというところがありますので、今回の改正につきましてはその2点が大きな改正点となっております、それにつきまして市民の皆さんとか国民の皆さんについてはそれだけ利便性が高まったのではないのかなというふうに考えております。

以上です。

(川崎) 今課長のほうから大変具体的な例を提示していただきましたので、せっかくですので、その提示していただきました例でご説明願いたいと思うのですが、改正前と今回の改正により本市における影響がどのように変わっていくのかということをお聞きしたかったのですが、その際今保育所入所の承諾、不承諾というお話をしていただきました。それが以前ですと例えば行政庁と処分庁とかという、言葉も大変難しいのですが、具体的に言いますと今までは処分庁がここで行政庁がこうで、今度これからはこのようになるのですよという具体例で教えていただけるとわかりやすいのですが。

(総務課長) まず、処分庁につきましては、それぞれ決定をした課になりますので、そこはちょっと流動的になります。次に、審査庁というか、審査をする部門につきましては、現在では総務課のほうを予定しております。また、実際に今度は審理員というのが新たに置かれることとなりますが、この審理員につきましては処分を受けた方と処分をした課の意見を公平に聞くということで、その処分に関与していない職員を審理員として指名をさせていただいて、そこで一応審理をしていただくということになりますので、これにつきましては職員等を審理員ということで指名をさせていただきたいと考えております。

済みません。審理員さんのほうの、具体的には各部の副部長級の職員の方をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

(川崎) もうちょっと具体的に教えていただきたいのが、先ほどせっかく例を提示していただきましたので、その保育所の承諾、不承諾ということでその申し立てがあったときに、今度は申し立てという言い方ではなくなるわけなのですけれども、そのときにこれまでは例えば保育課が処分庁であったと。審査庁の総務課、行政庁とかがどのようにという判断をしていたというふうな部分がどのように変わっていくのかということをお聞きしたいのですけれども。具体例で教えていただいてもいいですか。

(総務課長) 済みませんでした。まず、改正法は、例えば保育課のほうで保育所を不承諾したというと、申請をした方が従来、これは改正前であれば保育課のほうに異議を申し立てていたわけですが、今度はその異議を申し立てるのが総務課のほうになります。総務課のほうでその異議、審査請求という言葉に変わりますけれども、審査請求を受けた段階で、まずはその請求自体が適法なのかどうかというのを確認します。適法であれば次のステップに移っていくわけですが、その際に今度審理員というのを指名させていただきます。この審理員は、先ほど申し上げましたが、各部の副部長のほうに担当していただくということで、審理員となられた副部長の方は審査請求をした方と保育課と両方の意見をお互いに確認をします。それで、これは書面でもあるいは口頭、書面でまず出していただいて、希望があれば口頭のほうで意見を聞くと。審理員につきましては、今度はその審理をした結果を、審理員意見書というのですが、その審理員意見書を審査庁である総務課のほうに提出いたします。総務課のほうにつきましては、その審理員意見書等をもとに裁決案というものをつくります。この裁決案につきましては、妥当かどうかということ第三者機関のほうに諮問をさせていただきます。第三者機関には、この諮問に応じましてその審理員の審理手続が適法であったかあるいは審査庁の行った採決案が妥当であるかとかの採決をしていただきます。答申を受けた審査庁は、総務課のほうになりますけれども、総務課は第三者機関からの答申を受けまして、最終の市の判断とする裁決書というものを作成します。これで審査請求の一連の流れが終了という

ことになります。

以上です。

(川崎)大変わかりやすい説明ありがとうございました。そうしますと、ちょっと私もこの辺が非常にわかりづらかったのですが、第三者機関というのがいわゆる今この議案第12号になっております鴻巣市行政不服審査会、これが第三者機関だということで、この第三者機関というのは本当に最後の最後、この採択案が妥当なのかどうかということをもさに審査する機関であるという認識でよろしいのかなというふうに思うのですが、それでよろしいでしょうか。

(総務課長) お見込みのとおりです。

(川崎) そうしますと、最後お聞きしたいのが、この審査会をいつ設置するのかと、これにつきまして伺いたいのですが、どの時点でこの第三者機関であります鴻巣市行政不服審査会というのは立ち上がるのか、設置するのかについてお伺いをいたします。

(総務課長) この条例の施行日が4月1日ということになっていますので、4月1日以降ということになります。

以上です。

(川崎) そうしますと、このような常時置いておく審査会であるという認識でよろしいのでしょうか。その審査請求があろうがなかろうが、常時4月1になったら、2年間でしたでしょうか、設置するということがよろしいでしょうか。

(総務課長) はい、そのとおりです。

以上です。

(諏訪) まず、第2条の委員の条件なのですがけれども、先ほどもう既に個人情報の方の審査会があって、その委員の方々がそのまま委員になれるというお話を伺ったのですが、あえて公募などを使わないで市長の委嘱とするその理由なのですが、伺います。

(総務課長) 公募だと、やはりその公募の理由だとか経歴だとか、その辺の審査等我々としてもなかなか難しい部分もあります。また、公募ですとかなりの期間を要してしまいますので、ある程度実績がある方とい

うのはある程度把握をしておりますので、そちらのほうで委員のほうを委嘱したいと考えております。

以上です。

（諏訪）では、第4条の会長職を置く理由、考え方をお願いいたします。

（総務課長）この3名の合議体となりますので、合議をする場合にやはり会長という長がいて、ある程度議事をコントロールしないとなかなか議事は進んでいきませんので、やはりここは会長職というのは置きたいというふうに考えております。

以上です。

（諏訪）あと、第5条の4なのですけれども、会議は非公開とし、その調査、審議にかかわる手続において同様とするということなのですが、非公開にするという理由なのですが、この不服法を見ますと第85条では、不服申し立てにつき決裁等をする権限を有する行政庁は、当該行政庁がした決裁等の内容その他当該行政庁における不服申し立ての処理状況について公表するよう努めなければならないというふうに上位法では書かれています。この4番の非公開とする理由は。

（総務課長）この会議の非公開という点ですけれども、会議の内容が例えば何かの処分に対する不服申し立てでありますので、やはり個人情報だとか、いわゆるセンシティブ情報と、機微な情報とかもその会議の中で審議をしていただくということになりますので、そのような影響を考えますとやはり非公開ということを取りたいというふうに考えております。

また、内容についての公開というのは、先ほどの裁決書が基本的には公開になります。その中で審議過程とかも出ますので、そちらのほうで公にするという意味でとっていただければと思います。

以上です。

（諏訪）裁決書は公開されるということなのですが、裁決書が出るまでにはかなりの期間を要すると思うのです。例えば先ほど保育所の要するに不承認になったときの不服審査が出た場合、かなりの日にちがかかりますよね。それを公開されて、あ、私も同じようなことでこれが不承認

になったのだなという、普通の方が見られるまでにかかなりの期間がかかるかと思うのです。なぜかといいますと、その期間がかかるものを公開してもなかなか普通のほかの市民の方にそれがうまく利用できないように感じられるのですが、公開するまでの期間は裁決が出る期間が大体6カ月ぐらいを目安にしているということです。6カ月後ぐらいにどういった媒体で公開されるのでしょうか。

(総務課長) これは、まず市としますと告示というか、掲示をします。あと、ホームページ等に掲載をするのとあわせて、国の機関のほうでもこういった全国の審査会の状況等をまたホームページで掲載する予定ということでございますので、そちらのほうに掲載をして公にしたいと考えております。

以上です。

(諏訪) 保育所の例をまたとりますが、来年度不承認となっている人数が39名ぐらいいたかと思うのですけれども、現在不服申請がまだ決着ができていない件数、あとは大体いつもどのぐらいそういったケースがあるのかを伺いたいのと、あと現在進行中のもの、この4月1日以降どういう形で……済みません、1つずつのほうよろしいですか。

(何事か声あり)

(諏訪) はい。異議申し立ての出ている件数。そして、28年4月1日以降この新たな第三者機関が立ち上がったとします。そうしましたら、そこにはどんなふうに移行されていくのかを伺います。

(総務課長) まず、過去の不服申し立ての状況でございますが、平成22年からの5年間、21年度についてはちょっとあれなのですが、5年間では4件不服申し立てがありました。そのうちの3件が情報公開、個人情報保護に関する異議申し立てでございました。1件が不作為に対する異議申し立てということでありました。また、情報公開、個人情報保護関係につきましては、情報公開・個人情報保護審査会のほうにお諮りをいたしまして、妥当というような答申をいただいております。そのほか、市に対して審査請求、異議申し立てではなくて、いわゆる市が処分して上級庁である埼玉県のほうに異議申し立てが2件ほどありました。これに

つきましては生活保護関係でありましたので、最終の判断は埼玉県ということになっております。全て終結をしております。

(諏訪) 先ほど審査期間についてももう大体6カ月から7カ月ぐらいを目安にというふうにはほかの方の質問で答弁されていましたが、この条例にあえてその記載をしないのは何か理由はありますか。

(総務課長) これは、行政不服審査法のほうでまた別個公表するようというふうな規定になっております。これにつきましては、今度は行政手続条例のほうでそれぞれの処分についてとか行政指導とかについて標準審理期間というのを定めて公にするという規定になっておりますので、今度はそちらのほうで6カ月ということを決めさせていただきまして、それを公にしていくということになっております。

以上です。

(矢部) この7条の総務課が生じた、これ上がっているというか、そういうあれというのは総務課でもって何人ぐらいで、審査みたいなのするのですか。この7条のやつの案件は。処理するという、そういうあれがあるのでしょうか。

(総務課長) これは、審査というよりも審査会の庶務ということですので、審査会を開くに当たっての日程調整だとか、事務で使うような書類等を整理するということが一応庶務ということで総務課のほうの所管になっております。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を受けます。

初めに、反対討論ありますか。

(諏訪) ただいまの議案第12号について反対の立場で討論します。

法律の改正によって、審査請求が60日から3カ月に延長、また審理における質問権の付与や国民の裁判を受ける権利への制約とされてきた不服申し立て前置の縮小、廃止などの改善点が多く含まれていることは評価します。しかし、審査請求の一元化によって、原処分庁に対する異議申

し立てが廃止となります。改正では、異議申し立てにかわって再調査の請求ができるとされていますけれども、再調査の請求では異議申し立てが行われていた処分庁による検証、参考人の陳述、鑑定の要求、審理員による処分庁や審査請求人への質問などが行われません。そして、会議が非公開となります。これは、国民の権利、利益を救済するという観点でいえば後退と言わざるを得ません。審査の公正、公平性の向上のために導入された審理員の第三者の真の公正性を担保する具体的な手だてがないことなど、問題点が多く残されています。

以上の理由から、反対といたします。

（委員長）次に、賛成討論はありますか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第12号 鴻巣市行政不服審査会条例、これについて原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 鴻巣市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

（総務課長）それでは、議案第13号 鴻巣市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

これは、議案第12号の鴻巣市行政不服審査会条例と同様に行政不服審査法の改正に伴うもので、関係する鴻巣市情報公開・個人情報保護審査会条例、鴻巣市行政手続条例、鴻巣市情報公開条例、鴻巣市個人情報保護条例の4本の条例を一括して改正するものです。主な改正内容ですが、初めに第1条の鴻巣市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例ですが、これは不服申し立ての手続が審査請求に一元化されましたことから、これに合わせ文言を改めるほか、審査会における審査手続に関する規定を加えるなどの改正を行うものです。具体的には、第4



条の2として審査請求人に口頭で意見を述べる機会を設けることや、第4条の3として審査請求人等が審査会に意見書等を提出できること、また第5条に第1項として提出された意見書の資料を原則他の審査請求人に送付するとともに、第3項として送付または閲覧をさせる場合は提出した方の意見を聞かなければならないなどの規定を加えるものです。

次に、第2条の鴻巣市行政手続条例の一部を改正する条例ですが、これは処分及び行政指導の適用除外に関する規定は行政手続法に規定されておりますことから、法律を引用するよう改めるものです。

次に、第3条の鴻巣市情報公開条例の一部を改正する条例及び第4条の鴻巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例ですが、主な改正内容は不服申し立てや決定などの文言を改めるほか、情報公開・個人情報保護審査会の諮問手続に関する改正となっております。具体的には、第3条の情報公開条例の一部改正条例ですが、第19条の2では情報公開に関する審査請求については審理員による審理手続を行わないこととするほか、第20条の第2号では審査会に諮問しない場合の規定の文言を整理し、また同じ条の第2項では諮問する際は弁明書を添えることとする規定に改めるものです。

次に、第4条の個人情報保護条例の一部改正条例ですが、具体的には43条の2では個人情報に関する審査請求については審理員による審理手続を行わないこととするほか、第44条の各号では審査会に諮問しない場合の文言を整理し、第2項として諮問する際は弁明書を添えることとする規定を新たに加えるものです。

また、附則におきまして、本条例の改正内容は4月1日以後の処分から適用される経過措置を設けております。

以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次、賛成討論ありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手でお願いします。

議案第13号 鴻巣市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(建築課長) 議案第14号の鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、都市整備部建築課に関する内容についてご説明させていただきます。

まず、第2条第1項第45号につきましては、平成28年4月施行の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準に伴い、新築住宅の認定申請手数料に加えまして、既存住宅を増築または改築する場合の認定申請手数料といたしまして、第2条第1項第45号アとウに増改築に伴う認定申請手数料を新たに加えるものでございます。

また、平成28年4月施行の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料につきましては、第53号から第56号まで建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料を第57号に新たに加えるものでございます。内容につきましては、一戸建て住宅、共同住宅、非住宅の建築物に対しまして、それぞれ法令等に定めのある認定申請に応じて認定申請手

数料を加えるものでございます。

私からの説明は以上でございます。

（総務課長）続けて、最後の議案のページになります。（58）になりますが、総務課の部分もでございますので、説明をさせていただきます。

58号の手数料につきましてご説明申し上げたいと思います。これは、議案第12号及び議案第13号と同様に行政不服審査法の改正に伴うもので、審理員あるいは審理員等に提出された書類などを複写機により複写したものやパソコンなどの電磁的記録に記録された事項を出力したものの交付につきまして、A3サイズまでの用紙1枚につき白黒で10円、カラーで60円の手数料の額を新たに定めるものです。

以上です。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

（金澤）それでは、議案第14号の鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、そのうちの長期優良住宅の件について質問させていただきたいと思います。

この長期優良住宅の法律がいわゆるその普及の促進という形で出ているわけで、今回のこの手数料云々というのは、言い方は悪いですが、要は長期優良住宅として認定するよと、認定するから手数料を払いなさいと、それがいわゆる新規住宅だけではなくて、要は増築でも改築でもそれを認めますよという単純な解釈でいいのですか。

（建築課長）そのとおりでございます。

（金澤）それともう一つ、認定基準というのがありますよね。よく日本の住宅というのは、島国であり、風水害があるので、築30年とか40年とか非常に短いわけです。ところが、欧米の住宅というのは、長いものでは100年以上もある住宅がある。しかも、それが頑丈な住宅になっていて、むしろ古いほど価値が上がっていると、いわゆる中古住宅としての価値が上がっているのです。買う人も古いほど値が上がるようなニュアンスの住宅なのです。恐らく日本においてもそのような傾向に持っていきたいという話でこういうような形があると思うのですが、長期優良住宅の認

定の基準というのかな、いわゆる建物はどういう躯体構造で何年ぐらいもたなくてはならないよとか、耐震性がなくてはだめだよとかいろいろ認定基準というのはあるのですが、その中で大きなものについてどういうものがあるかお知らせ願いたいと思います。

（建築課長）長期優良住宅の審査につきましては、劣化の対策、耐震性、維持管理、1年ごとにチェックをしまして、それらを保管して、市のほうが求めた場合には提出する義務がございます。そのような制度になってございます。

以上です。

（坂本）この中で、建築物エネルギー消費性能向上計画とあるのですがけれども、これどういうふうに考えたらいいのかな。単純にエネルギー消費性能向上というのはよく意味がわからないのだ。どういうことを言っているのかちょっと聞きたいのですけれども。

（建築課長）建築物に対しまして1次エネルギー、それはいわゆる照明とか暖房とか、そういった設備の1次エネルギーと、あとは外日、日光から家の中に熱がこもらないような形をとるとか、そういった2つのエネルギーの計算の仕方最終的に基準の値以下におさめるかどうかという内容になってございます。

以上でございます。

（川崎）今回新たに増改築に係る基準を設けたということですがけれども、この法律自体は平成21年からでしたか、平成21年6月4日に施行されていますでしょうか、これまでの利用状況というのがどうだったのかわかりますでしょうか。利用状況。要するにこの手数料、今回初めて鴻巣市で行うのかな。増改築ということは、今回……

（新築の場合の声あり）

（川崎）新築の場合。そう。新築の場合は、もう当然あったわけですね。それが今までどれだけの利用だったのかというこの推移がわかりますでしょうか。

（建築課長）26年度については数字を把握しているのですがけれども、総合的な数字といたしましては、ちょっと調査をしまして報告させていた

だきたいと思います。26年度につきましては、決算の関係では69件ということで、変更申請件数につきましては18件ということで、合計しまして87件の申請がございました。

以上でございます。

（川崎）意外にいらっしゃるなと思ったのですが、また今度増改築に係る基準も設けたということでさらに利用される方がふえるのではないかと思うのですが、条例ですので仕方がないのですが、これだけの手数料をいただきますよということしかありませんので、市民の皆さんからいたしますと要するに得なのだよと、この長期優良住宅になりますと得なのだということをぜひお知らせしていただきたいなというふうに思うのです。例えば住宅ローンの供給支援ですとか、取得支援とかいろいろな特典というのでしょうか、あるかと思えます。このことについてご説明をお願いいたします。

（建築課長）長期優良住宅につきましては、メリットといたしまして委員おっしゃるとおり住宅ローン、登録免許税、固定資産税等の税制の優遇が受けられますが、今回増改築の場合につきましても住宅ローンの当初10年間の金利が0.3%引き下げられる制度が設けられるようですし、あと工事費の3分の1の範囲内で国の直接補助という形で上限200万円の制度が設けられるということで聞いております。

以上でございます。

（川崎）やはりそういうふうな特典というのでしょうか、そういうことをいろいろ周知していかれたほうがいいのかなというふうに思いますので、その辺については何かお考えがございましたでしょうか。

（建築課長）これにつきましては、税務課担当のほうともちょっと確認をしまして、どういった方法がいいのか検討してまいりたいと思います。以上でございます。

（頓所）前任者もちょっとメリットのことを聞いたのですが、例えば家を買ったときとか、あるいは増改築したときって、そのメリットというのはやっぱり建築会社というか、施工会社というのですか、そこから買うときに住宅ローンが安くなりますよとか、そういう話を聞くと、

あ、そうなのだというふうに思って、確定申告のときにこういう方法があつて、こういう手数料条例があつて、されるといいのですよというような連携があると、みんなお金かかっても住宅ローンとか長いローンを払っていくわけなので、その辺のところの連携はいかがでしょうか。

(建築課長) その辺につきましても、関連する部署と協議しまして検討させていただきたい。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認め、よって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第14号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時57分)



(開議 午前9時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第15号 鴻巣市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(職員課長) 議案第15号の鴻巣市職員の分限に関する手続及び効果に関

する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

これは、地方公務員法において禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでのまたはその執行を受けることがなくなるまでの者などの欠格条項に該当するに至った職員は、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失うものと規定されております。職員が誤って事故に関与してしまった場合などさまざまな事情があることも考えられ、何の考慮もなく職員が失職となることは、状況によっては職員にとって厳し過ぎる措置となるとともに、高度な知識や経験を持った職員を失うことが市にとって損失となることも考えられることから、過失により禁錮刑に処せられ、刑の執行が猶予された者については、情状により職を失わないものとする事ができる旨を失職の特例として条例に規定するものです。

なお、埼玉県では、県人事委員会からの職員の失職の特例に関する報告及び意見の申し出を受け、平成27年3月に職員の分限に関する条例に同様の失職の特例の規定を設けております。

ご審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

（金澤）それでは、議案第15号 鴻巣市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正ということで今ご説明をいただきました。何点か質問させていただきますが、まずこの分限の関係で失職云々が取り沙汰されておりますけれども、今まで本市でこのような事例で失職した職員はいるのかどうか、まず確認をさせてもらいたいと思います。

（職員課長）今まで地方公務員法を適用して失職した職員はございません。

（金澤）それで、先ほどの説明で失職の特例ということの中の文言の解釈なのですが、過失によるもの、またその刑の執行猶予の言い渡しを受けた者という形になっておりますけれども、実際この判断というのは最終的に警察のほうでやるのか、どういう形になるのか、お聞かせ願いま

す。

（職員課長）基本的には任命権者が決定するものと考えておりますけれども、その適用に当たっては分限や懲戒処分等の公正を期するために設置した鴻巣市職員分限・懲戒処分等審査委員会がありますので、そちらの審議を踏まえて適用の適否を決定するものと考えております。

（金澤）そうしますと、その委員会で質疑をというか、いろいろそこで決裁をすると。その内容については当然副市長なり市長に提言して、最終的な決裁というのは誰がやるのですか。

（職員課長）最終的には市長等の任命権者にあります。

（金澤）最終的には市長が最終決裁という形になると思うのですが、その委員会を開くと委員会の中との提言書というのは当然あると思うのですが、それとその提言書に基づくのと実際本人が勤務していたところの課長さん、部長さん、その辺からの答申というのではないのですか。

（職員課長）先ほど申し上げました審査委員会のほうでは、任命権者の諮問に応じ職員に対しての処分を審査するとなっております。その答申をまた任命権者に上げて任命権者が決定することとなります。あとは、先ほど申し上げました職員の勤務状況等ですけれども、それらも今までの勤務状況を所属長とか審査会のほうで聞いて、その上で答申の決定を下すこととなると思います。

（坂本）今まで何回か、私なんかは合併してからなのだけれども、鴻巣のことに関しては聞いてきた中で、幾つか事件が起きて退職したような記憶があるのですけれども、そういうものの数字というのはこの中には入っていないわけですね。

（職員課長）懲戒処分で免職になった者は、今回の条例とはちょっと別ということで除きます。

（川崎）分限審査委員会とおっしゃいましたでしょうか、そちらのほうで任命権者から、市長のほうからそのような審査をしてくれということで審査をするのだと思うのですけれども、これのメンバーというのでしょうか、こういう委員会の構成メンバーというのはどのような形になりますでしょうか。



(職員課長) 委員長と委員とをもって組織しまして、委員長は副市長の職にある者、ほかの委員は教育長、企画部長、総務部長となっております。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手で行います。

議案第15号 鴻巣市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 鴻巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(職員課長) 議案第16号の鴻巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

これは、本条例で議会の議員や非常勤の職員などが議会中などの公務上や通勤途中に負傷したときなど、傷病補償年金や休業補償を受給することができることとなっております。この場合に、厚生年金保険法に基づく障害厚生年金など、他の法令による年金が支給されるときは、満額支

給するのではなく調整率を乗じて支給することとなっています。今回の改正は、平成28年1月22日に地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が公布され、同年4月1日から施行されることにより、地方公務員災害補償法による年金たる補償のうち、傷病補償年金と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率が0.86から0.88に変更となります。このことから、地方公務員と同様に本条例により議会の議員や非常勤の職員などへ支給する場合の調整率を0.86から0.88へ引き上げるものでございます。

ご審議いただきますようお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手で行います。

議案第16号 鴻巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時09分)

◇

(開議 午前10時29分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第17号 鴻巣市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(職員課長) 議案第17号の鴻巣市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、議会や選挙管理委員会などの請求により出頭または参加した証人等に対して実費弁償を支給するための条例ですが、今回農業委員会等に関する法律が改正され、その一部が平成28年4月1日から施行され、農業委員の選出方法が公選制から市町村長の選任制に変更されます。このため、第1条第5号に規定している公職選挙法の準用規定を削るほか、第6号で引用する法律の条、項の番号及び文言を改めるものです。

ご審議いただきますようお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(矢部) 農業委員の今度改正ということでもって、農業委員のあれが今度は選挙ではなく、選出方法というのはだからどのようなについては、市長の多分あれになるのかな、何かそのほうをちょっと教えていただきたい。詳しく。

(職員課長) 今までには公職選挙法を準用することから、農業委員会の選挙による委員は被選挙権を有する者について選挙権を有する者が選挙して決めていましたが、改正後には農業に関する識見を有し、農地等の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を執行することができる者のうちから市町村長が議会の同意を得て任命することになります。

以上です。

(矢部) 今鴻巣は農業委員さんは30名だと思いますけれども、今度はその方法によるというと人数が減るのか、減らないか。

(委員長) 答弁を求めます。

(職員課長) 申しわけありません。その部分につきましては、農業委員会の所管になります。ちょっと把握してございません。

(矢部) そして、耕作者、そして農業者というところ、農業者というところ今度は指名というか、市長がこういうふう任命するのだけれども、そのときには認定農業者を全員集めるのかというか、そういうあれになるのかちょっと教えて。

(職員課長) 市町村長が農業委員を任命する場合は、認定農業者である個人と認定農業者である法人の業務を執行する役員、または農林水産省の定める使用人が過半数を占めなければいけないとなっております。以上です。

(川崎) 選挙ではなくなるということでございますけれども、どのような経緯でこのような条例が今回出されたのか、経緯について……

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時34分)



(開議 午前10時37分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第17号 鴻巣市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条

例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(職員課長) 議案第18号の鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

これは、平成28年4月1日に施行される地方公務員法や学校教育法の一部改正、また母子保健法の一部改正に伴い、関係する5つの条例を一括して改正するものです。

まず、第1条の鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正ですが、これは地方公務員法の一部改正に伴い、地方公務員法の給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準を定めた項番号が第24条第6項から第5項へ繰り上げられたことから、引用条文の条項を改めるとともに、法律の改正に合わせて超過勤務手当から時間外勤務手当へ改めるなど文言の改正を行うほか、学校教育法の一部改正により、平成28年度から小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校への制度が創設になったことから、育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務に係る規定に小学校段階に当たる義務教育学校への前期課程を加えるほか、明確化を図るため特別支援学校の小学部についても規定するものです。

次の第2条の鴻巣市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例、第3条の鴻巣市職員団体のための職員の公務の制限の特例に関する条例及び第4条の鴻巣市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正ですが、これは地方公務員法の一部改正に伴い、超過勤務手当を時間外勤務手当に改めるなどの文言の改正を行うものです。

最後の第5条の鴻巣市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正は、第1条の勤務時間条例の改正と同様に、地方公務員の法の改正に伴い、引用条文の項番号を改めるものでございます。

ご審議いただきますようお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(川崎) 育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務の実態について伺いをしたいと思います。

それぞれ育児、介護あるいはその両方ということで、また男女の別がわかるかどうか。

(職員課長) 育児や介護を行う早出、遅出勤務というものですけれども、これは1日の勤務時間の長さを変えずにフルタイムの勤務を継続しながら始業時間または終業時間をずらして勤務するものとなっておりますが、本市においてはこの早出、遅出勤務をしている職員はおりません。

以上です。

(川崎) これまでずっといらっしゃらない。

(職員課長) 早出、遅出勤務の職員はいませんが、育児部分休業としまして、例えば始業時間を30分おくらせるとか、あるいは帰りの時間を30分とか1時間おくらせるとか、そういった制度を利用している職員はおります。

(何事か声あり)

(職員課長) 済みません、先ほど発言で訂正させていただきます。始業時間を30分おくらせるとか、逆に帰る時間を30分早く帰ると、そういった利用している職員はおります。

(委員長) ただいまの訂正等については、議事録は委員長に一任願います。

(諏訪) 8条の義務教育学校の前期という表現なのですが、この前期は先ほど新たな法制度のもとで小学校に当たるということなのですが、後期というものもあるのですか。後期は中学校に当たるということでしょうか。

(職員課長) はい、そのとおりでございます。

(諏訪) この法制度は28年4月1日以降義務教育学校が制定されている

と思いますけれども、条例の中で、本市におきましては小中一貫教育をモデルケースで行っている川里中がありますけれども、今後義務教育学校という新たな制度を使った学校をつくる予定がありますか。新たにこの条例がつけ加えられるという意味で、該当する職員がいるのかどうか。新たな制度なのですけれども。

（職員課長）この義務教育学校に預けている職員はいるかどうか、ちょっと把握はしておりません。

また、先ほどの本市のほうの教育のほうで制度を創設するかどうかということは、ちょっと発言は控えさせていただきたいと思います。

（金澤）それでは、議案第18号の職員の勤務時間、休日及び休暇についての質問なのですが、まず素朴な質問なのですけれども、超過勤務と時間外勤務の文言、これはどういうふうに解釈すればいいのですか。何か見ると同じような感じに聞こえるのですけれども。

（職員課長）委員さんおっしゃるとおりですけれども、地方公務員法のほうで今までは時間外勤務に関する手当等を支給しなさいとなっていたものが正式に時間外勤務手当というふうに明記されましたので、法律の改正に合わせて、この機会に文言を改めるものでございます。

（金澤）ちょっと説明が違うのだけれども。超過勤務と、要は時間外勤務の解釈というか、どういうあれだか教えて。

（職員課長）同じでございます。

（金澤）内容的には同じということなのですが、私も市の職員さんの出勤状況についてはよく把握していないのでわからないのですが、この時間外となれば何時間1カ月にやったよという形で示すわけですが、これは通常企業なんかだとタイムレコーダー等でやりますね。行政の場合、特に鴻巣市の場合には、そうするとどんな形で。出勤簿でやるのか、時間外の勤務は自主で記入するのか、その辺をちょっと教えてもらいたい。

（職員課長）このたび職員の庶務事務システムというのを導入いたしまして、職員にICチップが入った身分証明書を配付いたしました。その身分証明書を出勤時に、新館ですと宿直室の前にカードをかざすところがありまして、それで出勤を確認します。退庁するときは、同じように

そちらの機械にカードをかざして退庁の確認をして管理しております。  
以上です。

(金澤) そうしますと、要は自分の個人カードで、その入退室で時間というものが確定するわけだけれども、それをかざすとそこからもう既に時間外というのが始まるのですか。

(職員課長) 勤務時間につきましては、条例で8時半から午後5時15分までとなっておりますので、それ以後、例えば5時15分以降勤務する場合は所属長に申請をいたしまして、それで時間外勤務を決定しております。

(金澤) そうすると、早出も時間外もあくまでも承認を得て、私はこうやって仕事をやるので時間が必要ですよと、承認、許可得てやるということで、あくまでもカードのタイムレコーダーの時間は関係ないという解釈でいいのですか。

(職員課長) そのとおりでございます。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

反対討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手で行います。

議案第18号 鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。



よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 鴻巣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(職員課長) 議案第19号の鴻巣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

これは、地方公務員法の一部が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、同法で規定する人事行政の運営等の状況の公表項目のうち、勤務成績の評定の項目が削除され人事評価の項目が追加されることから、条例中勤務成績の評定を削り人事評価の状況を加える改正を行うほか、行政不服審査法の改正に伴い、不服申し立てを審査請求に改めるものでございます。

ご審議いただきますようお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(金澤) それでは、議案第19号の鴻巣市人事行政運営の状況公表に関する条例の一部、に対する質問をさせていただきたいと思いますが、説明ですと人事行政の運営に対して、いわゆる勤務成績の評定を削って人事評価の状況を加えるという説明がございました。これは新しい国の人事評価制度、これが平成28年4月から、この4月から導入されるということ、私自身が能力と実績に基づく人事管理を規定しているなというふうに解釈はしているのですけれども、結局新しい人事評価制度というのはどういうものなのか、まずお聞きしたいのですけれども。

(職員課長) 従来の人事評価制度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、地方公務員法では勤務成績の評定と要旨で規定されておりました。特徴といたしましては評価項目が不明瞭である、あらかじめ明示をされていない、また上司から一方的に評価されるのみで評価結果は部下に知らされないというものでございました。これに対して、新たな人事評価制度としましては、その職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力及び上げた業績を公正に評価するため、評価に当たっては、職員が所属長と面談を行い、評価を決定するという大きな違いがございます。

なお、本市では新たな人事評価制度のうち能力評価につきましては、平成23年11月から実施しております。

以上です。

(金澤) そうしますと、従来の人事評価と今後改正後の人事評価というのはかなり変わるなという形で、説明ですと能力本位のものが1つだよと、それと人事評価制度を導入するという形なのだけれども、この説明で不服申し立てを審査請求の文言に改正するということがあるということとは、先ほど議案に出ていた分限のものも明確化するという解釈でいいのですか。いわゆる分限理由の明確化というのも当然人事評価の中に入ってくるのではないかと思うのだけれども。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時53分)



(開議 午前10時54分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(職員課長) 人事評価を行いまして、その評価が低い場合は、場合によっては分限の事由に該当するということもございます。

(金澤) では、また次の質問に入りますが、その人事評価の中で当然部下に対して上司は納得性の高い人事評価を行わなくてはならないわけです。そうすると、能力評価と業績評価というのが当然あるわけだけれども、その評価というのは、我々民間にいたからよくわかっているのだけれども、行政側のスタンスとしての能力評価と業績評価というのはどういう考えで行うのか教えてもらいたいのですけれども。

(職員課長) 能力評価、業績評価の人事評価制度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び上げた業績を公正に評価することで、職員の主体的な職務の遂行や、より高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力、実績に基づく人事管理を行うことにより組織全体としての士気高揚を促し、公務能率の向上、最終的には住民サービスの向上の土台をつくることを目的としております。

(委員長) よろしいですか。

(金澤) 業績評価。

(職員課長) 人事評価制度には、能力の部分である能力評価と、あと業績を評価する業績評価がありまして、その2つをもって人事評価制度としております。

(金澤) そうすると、業績評価のほうに入ると思うのですが、仕事の結果、実際こういう仕事をやっていて、こういう形になりましたと、その結果というのが当然出てくる。それともう一つは、その結果を導くためのプロセスというのがある。自分がこうやってきたよと、そういうものというのはアピールするとか、それは評価できないのですか。

(職員課長) もちろん業務を行う上でのプロセスも含めて業績評価ということで評価することとなります。

(金澤) では、最後に質問ですが、その能力評価と業績評価の人事評価のいわゆる時期と評価期間、いわゆる能力評価というのは例えば年1回とか、業績効果というのはボーナスにも関連するから年2回とかいうような形は民間なんかあるのだけれども、このスタンス的にはどういう形で考えているのか。

(職員課長) 能力評価、業績評価とも評価期間につきましては4月1日から翌年の3月31日までの1年間としております。また、評価時期につきましては、ともに現在のところ12月15日を評価の基準日としております。評価は、いずれも年1回ということになっております。

以上です。

(金澤) そうすると、業績評価のほうはどうするのですか。業績、いわゆる通常だと夏と冬にボーナスが出ます。それが民間だとある程度自分の上司と約束事、今回この半年間で私は目標これだけの数値にしますよ、それに対してできた、できないかによってある程度ボーナス査定云々が変わってくるけれども、行政の場合だとそれはもう関係なく1年間の評価という形で考えるということですか。

(職員課長) 先ほど申し上げましたとおり、業績評価については1年間の評価ということで、今現在業績評価につきましては試行期間というこ

とでやっております、この4月から本格導入になるわけですがけれども、今のところ勤勉手当の反映はちょっと様子を見て、直接まだ反映しないような状況でございます。

（川崎）以前この人事評価制度システムのことについて私も一般質問とかさせていただいたことがあるのですがけれども、非常にわかりづらいといえますか、部外者なのでわかりづらいのだと思うのですがけれども、そもそもその勤務評定ということは今まで行われていたわけで、ホームページを見てみましても載ってまして、その文言自体は非常に抽象的な書き方になっておりますけれども、その勤務評定というのは削って、今度新たに人事評価という、そこの部分がすごく変わるのかなというイメージでいるのですがけれども、文言的には抽象的な感じなのかなというふうには思っております。今盛んに金澤委員のほうからもずっと質問がありましたけれども、今現在能力評価については行っている。確かにそれは平成23年から行っているというのは私も認識しております。今その業績評価ということについては試行段階であるということでもございましたけれども、そもそもその業績評価というのは、イコール今まで行っていた勤務評定とどこが違うのかというふうに思うのですがけれども、それについてはどうなのでしょう。この勤務評定がそのままイコール業績評価にかわるものなのではないかなと思う。そんな今わざわざ試行しながらやるようなことなのかなってちょっと不思議に思ったもので、教えていただきたいのですが。

（職員課長）先ほど申し上げましたとおり、平成23年から能力評価を導入しております、能力評価につきましては、先ほど申し上げましたとおり所属長と部下が面談して、その中でいいところとか悪いところとか、そういったものを指摘して職員の能力の向上に努めるということでもやっておりますけれども、勤務評定につきましては、先ほど申し上げたとおり一方的に評価するというところで、職員の能力の向上とか、そういったことは反映されないというところがございまして、その辺がちょっと違うところなのだと思います。

（川崎）そもそも不思議に思うのですがけれども、私もこの条例を見た

きに、あれっ、もう能力評価やっているよねって思ったのです。この人事評価制度は既に導入しているのではないかなというふうに思っておりましたので、今さらながらではないのですけれども、勤務評定というのを載せなくてはいけないからというので載せていたのかもしれないのですが、いろんなところのホームページをちょっと見てみましたところ、高崎市や何かだとそんなこと載っていないような気がするのですけれども、どこでもここでも載っているわけではないと思うのですが、そんなに違うことをやろうとしているのか、むしろ鴻巣市は既にこの人事評価制度を導入して進んだ形でやっているのかなという認識でおりましたので、ちょっとそこを確認したかったのです。

（職員課長）おっしゃるとおり、本市におきましては能力評価をやっていたということで、これは新しい人事評価制度の一つということですが、今回法律のほうは「勤務成績の評定」という文言を削り、「人事評価」ということになりましたので、これは法律に合わせて文言を合わせたということで、実際は平成23年から能力評価は実施しておりました。

（川崎）では、一応確認で聞きたいのですけれども、その際いろんな面談の中で、例えばここの部署ではなくてほかのところに行きたいのだとか、いや、ずっと自分はここにいたいのだとか、そんなふうなことや何かも自然な話し合いの中で、いろいろなメンタルの面ですとか、さまざま話し合いもこういうときに、12月の15日は基準ですね、いつ面談するのかわかりませんが、その面談の時期にはそのようなメンタルヘルス的なことも加味しながら面談を行うという状況なののでしょうか。

（職員課長）所属長と職員の面談につきましては、基本的には能力、こういうことが先ほど言ったようにできているよねとか、できないよねということですが、場合によっては所属長と部下の中でそういった話もあるかと思えます。ただ、職員課といたしましては毎年自己申告書というのを職員に出しておきまして、その中で異動先等の希望があれば記載していただいて、職員課としましてはそれを人事異動の参考資料として利用している状況でございます。

( 諏訪 ) ただいまの業績評価なのですけれども、民間ですと非常に業績というののはわかりやすい、数値化しやすいと思うのですけれども、行政におきまして業績というのをどういう観点からはかるのか。例えば市民の窓口であって、お待たせしないでいろんな発行物をできるとか、そういったことなのか。具体的に業績というのはどういうふうに捉えるのか、伺いたいと思います。

( 職員課長 ) 委員さんおっしゃるとおり、民間であれば成績の売り上げとか、そういったものではっきり出てくるわけなのですけれども、公務員におきましては、例えば先ほどおっしゃったとおり窓口であれば何件処理したらいいとか、時間外勤務が減ったらいいとかと、なかなかその辺はやっぱり基準となるものは難しいところがございまして、先ほど申し上げましたとおり現在試行しておりまして、あと職員向けの研修も行ってございまして、それらを踏まえて段階的に制度が煮詰まっていきましたら、また次のステップで、先ほど申し上げた勤勉手当とか、そういったところにも段階的に進んでいくのかなというふうに考えております。

( 委員長 ) ほかに質疑ありませんか。

( なし )

( 委員長 ) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。初めに、反対討論はありますか。

( なし )

( 委員長 ) 次に、賛成討論はありますか。

( なし )

( 委員長 ) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手で行います。

議案第19号 鴻巣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

( 委員長 ) 挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 鴻巣市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例について、執行部の説明を求めます。

(自治文化課長) 議案第20号 鴻巣市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例についてご説明申し上げます。

これは、平成26年6月13日に消費者安全法の一部が改正され、平成28年4月1日から消費生活センターを設置する市町村は消費生活センターの組織及び運営等に関する事項を条例で定めることとされたことから新たな条例を制定するもので、消費生活相談員の資格や人材の確保、また事務を実施する上で知り得た情報の漏えい防止等の安全管理などを定めるものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(金澤) それでは、議案第20号 鴻巣市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例について何点か質問させてもらいますが、まず今回の消費生活センターの組織及び運営ということの条例改正の中で、今までの消費生活センターの相談、問い合わせ、この辺の受け入れ態勢はどういうふうになるのか確認させていただきたいですが。

(自治文化課長) 鴻巣市消費生活センターの相談時間につきましては、月曜日から金曜日、午前10時から午後4時までで、正午からは1時間休憩をとらせていただいております。相談員といたしましては、1名体制で業務を行っております。受け付け窓口は、自治文化課の防犯・消費生活担当となり、相談は来庁または電話により相談員が対応しますが、予約制をとっております。予約した方が優先になり、予約がない時間は随時相談を受けております。

以上でございます。

(金澤) そうしますと、今までの相談事云々もあったと思うのですが、体制的には変わらないという解釈でいいのか。それとも、ここは変わりましたよというのがあるのですか。

(自治文化課長) 今までの消費生活センターは、平成22年10月より行っております。今回は、条例で定めることとされたことから条例を設けましたので、内容的には変わりはありません。

以上でございます。

(金澤) では、もう一つ、今は消費生活センターという組織ですが、国民生活センターというのがあるのです。これとの違いというのはどういうふうに解釈しておいていいのですか。

(自治文化課長) まず、国民生活センターでございますが、これにつきましては消費者庁が所管する独立行政法人であり、国民の消費生活に関する相談に対応したり、全国の消費生活センターの相談情報を収集し、ホームページ等で公開するなど、消費者への情報提供を積極的に行っております。また、全国の消費生活センターを介し、相談者から寄せられた商品事故等の原因究明のための商品テストなども行う機関であります。

一方、消費生活センターは地方自治体が設置する消費生活に関する相談窓口であり、週4日以上相談日を設けている相談窓口を消費生活センターと称しております。基本は、居住地の消費生活センターが相談に対応することとなっており、お昼の時間や土日の相談については県の消費生活支援センターや国民生活センターで対応する仕組みとなっております。

以上でございます。

(金澤) そうしますと、今のご説明ですと国民生活センターというのは悪質商法とか、いわゆる商品でこういう事故が起きたよとかいう問題の中の定義するような形になるのだろうけれども、国民生活センターと消費生活センター、これはそうすると国民生活センターが消費生活センターの上に来る組織になるのですか、それとも完全に組織的には別だよという解釈にするのか、どういうふうになるか。

(自治文化課長) まず、各自治体で行っている消費生活センターで行った相談につきましては、全国消費生活情報ネットワークシステムというもので報告することになります。ということで、どっちが上とか下とい



うわけではないのですが、情報を共有していろんな被害とか、そういうものの再発防止みたいな形で取り組んでいるところでございます。

以上です。

（金澤）そうすると、今の説明ですと、消費生活センターのほうで対応した内容の中で、これは公表すべきではないかなとか、いろいろ情報があります。それについては、国民生活センターのほうにもその情報を流して、全般的に市民の皆さんに共有してもらおうとか、そういう情報が生かされる取り組みというのをやるような形になるのですか。

（自治文化課長）先ほどの消費生活センターで入力するものにつきましては、個人情報を除き、全国の消費生活センターで閲覧することが可能になります。同じ相談事例のようなものがあれば、相談員が迅速に対応できるということになります。

（川崎）今回改正のポイントというのは、地方公共団体における消費生活相談体制の強化ということがポイントだと思います。ということは、やはりそれを強化しなければならないという背景があるわけでございますので、これまでの消費者生活センターにおける相談件数の推移、またその主な内容、その辺をどのように把握していらっしゃるのか伺います。

（自治文化課長）相談件数でございます。平成24年度から資料がございますので、申し上げます。平成24年度337件、平成25年度390件、平成26年度363件、平成27年度、本年度でございますが、2月末現在412件でございます。相談の内容ですけれども、多種多様でございます。電話勧誘のトラブルとか、さまざまなものがございます。

以上でございます。

（川崎）非常に増加しているということがわかりました。それで、これは一応確認でお伺いしたいわけなのですけれども、この改正の中でもありますのが、その消費生活相談体制を強化するために、消費生活センター等に対する消費者からの苦情相談係、消費生活相談は本市におきましては1名です。その1名というのは資格試験に合格した者、また同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市町村長等が認めた者から任用することというふうになっておりますけれども、その条件というのは満た

していらっしゃるのかどうか、一応確認をさせていただきます。

(自治文化課長) 現在4人体制、4人で5日で回しておりますが、全てそれを満たしております。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。初めに、反対討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第20号 鴻巣市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 鴻巣市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例について、執行部の説明を求めます。

(自治文化課長) 議案第21号 鴻巣市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

これは、平成27年5月26日、空家等対策の推進に関する特別措置法が完全施行されたことに伴い、今後は法律の規定により事務を進めていくため、鴻巣市空き家等の適正管理に関する条例を廃止するものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(金澤) それでは、議案第21号の鴻巣市空き家等の適正管理に関する条

例を廃止する条例について質問させていただきますが、まずこの空き家条例については、私も一般質問等で3回ほどやりましたけれども、とにかく本市でも条例をつくったほうが良いという話をさせてもらいました。今回は、国の議員立法で新たに国のほうの空き家対策等の推進に対する特別措置法が施行になったという状況なのですが、今回の措置法によって、本市で空き家の適正管理条例をつくりました。それを廃止することなのですから、国の措置法と本市のその適正管理条例の内容、これは全て網羅されているのかどうか、まずそれを確認したいのですが。

(自治文化課長) ご質問の本市の条例と法の比較でございます。これにつきましては、おおむね網羅されているものと判断しております。ただ、事務手続上の違いというのが若干ございます。申し上げますと、まず条例で従わない場合、その者の住所、氏名とあります。住所、氏名、空き地等の所在地、命令内容等を掲示板に公示するとともに、市のホームページに掲載し、公表するという項目がございます。ここにつきましては、法では住所、氏名、これがなくなり、その旨当該特定空き家等へ命令した旨の表示、先ほど申し上げました住所、氏名はなくなりますけれども、特定空き家等の所在地、用途、措置の内容、命令に至った理由等を当該特定空き家へ設置します。また、その命令した旨を市町村の掲示板に掲示するというので、その違いは氏名と住所、これの表示がなくなるというものでございます。また、条例第13条で応急措置というものがございまして、こちらにつきましては、法第14条の10項による略式代執行、これにかわるものと考えております。また、15条の審議会につきましては、7条の協議会がかわるものと捉えております。

以上でございます。

(金澤) 今いわゆる今までの本市の空き家条例の内容と国の特別措置法の中で多少違いがありますよという答弁をいただいたのですが、その違いがあっても今回鴻巣市の適正管理される条例は廃止するのだという案件ですが、その辺の見解はどういうふうに解釈するのか、これは部長さんにちょっとお聞きしたいのですが。

(総務部長) この空き家の条例の関係につきましては、一昨年になりますか、7月に制定をして、それ以降適正な管理に向けて指導等を行ってまいりました。そこにおいて今回、昨年になりますけれども、5月に特措法が施行されたということを受けて、並列でといいますか、法と条例が同時に生きているという状況でありました。その間も我々市といたしましては本来の空き家の条例を設けた理由につきましても、これは適正な管理をしていただく、要は空き家等については大変草が繁茂している、例えば家が倒壊しそうになっていると、そういった苦情というものが非常に多くございます。そういったものをきちんと管理をしてもらうだという、そういう目的で、それを一番にその条例を制定した経緯がございます。これについては今回の特措法、法律におきまして速やかに調査ができたり、立ち入りが期間短くしてできたり、またさらに今度罰金、過料が科せられたり、そういったことでより厳しい措置となっております。そういったことで、我々としてはその特措法に基づいて今後も適正な指導、そういったものを行いながら、助言等を行いながらそういった苦情等をできるだけ少なくしていきたいということで進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

(金澤) 今部長さんのほうからお話しいただきましたが、本市は空き家の条例については国のほうに類推するというお話ですが、市によっては、例えば太田市なんかは条例の中で別の、推進条例というのかな、取り組み、それを別に市で条例化しているのです。だから、要は今回国のほうの条例を丸々受けてしまって、うちの鴻巣市の条例は廃止しますよという方法も当然一つあるでしょう。ただ、ほかの市によっては、空き家対策の推進をするための条例というのを市民向けのをつくっている先もあるのです。そういう状況もあるのだけれども、本市はどういうふうにその辺は考えるのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

(総務部長) 確かに委員おっしゃったとおり、他市におきましては活用という、要するに空き家を利用する、要するに活用するのだという目的でもって推進を図るといような条例を設けている事例もあることは承

知しております。ただ、鴻巣市内にももう現在条例を制定してから、今法が施行されておりますけれども、その間200件ほどのそういう苦情が来ております。そういった中では、その中に果たして利活用できる部分は何件あるかというところを見ますと、確かに中山道沿いですとか、そういう市街地の中で、例えばあとは旧のお屋敷ですとか、花久の里等ございますけれども、ああいう空き家と言っていいのかどうかあれですけれども、そういう利活用が図れる部分も確かにあるかと思えます。ただし、やはり現段階では、鴻巣市のほうといたしましては、ちょっと先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、適正な管理をしていただくのだ、それによって住環境といいますか、苦情等減らしていきたいのだということで、例えば草なんかに関しましては一回刈って改善も、先ほど200件ほど苦情ありましたという話の6割程度は我々今やってきた行動の中で改善が見られております。そういったこともありますので、当面は適正な管理に向けた指導、助言等行っていきたいというふうに考えておりますが、一方ではやはり厳しい法律ができたわけですから、それに向けてこの税の優遇措置ですとか、そういったものは、適正な管理を何度言ってもやっていただけないということの場合については、そういったペナルティーといったものを科していこうというふうな方針で現在この事業に関しましては進めております。

以上でございます。

（金澤）趣旨はよくわかりました。では、課長さんのほうにもう一度まだ確認しますが、特定住宅、特定空き家についてちょっと質問させてもらいたいのですけれども、今回この特別措置法によりまして特定空き家についても固定資産税等の住宅用の特例措置が廃止されましたよね。これに対して市民の影響というのはどういうふうに、実際何か具体的に出ていますか。

（自治文化課長）特定空き家の認定につきましては、現在のところ特定空き家として認定したものはございません。先ほど部長のほうで申し上げましたとおり、お知らせに基づいて改善をしていただくということに重点を置いてやっております。ただし、その期間が昨年5月に施行さ

れてからも約1年近くたちますので、今後につきましては助言、指導という一番最初の段階ですけれども、ここに移っていくというふうには考えております。

先ほどの固定資産税の軽減がなくなるというものにつきましても、お知らせの中でその辺を伝えております。それによって、最近ですけれども、随分改善されてきているように見受けられます。ただ、反応のないお宅もありますので、そういうお宅につきましては今後助言、指導というような形に移行していく考えでございます。

以上でございます。

（矢部）強制執行等、それがもうできるということになって、市でもって持ち主がいる場合といない場合の強制執行でもって、早く言えば景観が悪いから、この建物がもう崩れそうなのだというか、そういう判断と、あとその費用とか、そういうところというのはどういうふうにかかってくる。できるのかできないのかと、市で。

（自治文化課長）先ほど部長のほうで言いましたが、管理が不適格な空き家というのが200件ほど通報されております。その中で、確かに非常に危険だということもあるのは捉えておりますが、そこにつきましても今後はやっていくという方向では考えております。ニュースで何件か強制撤去、そういうのをやったのは2件ほどちょっと私もニュースで見ました。1つが葛飾区のほうで、これにつきましては所有者はわかっておって、ただ一切応じないというものの撤去、あと那智勝浦のほうで、これは県のほうの条例、景観のほうですね、そちらで撤去されたのを確認しております。鴻巣市においても、鴻巣市の場合は非常に危険だという判断をしたならばそういうふうにしていかなければならないのかなというのがありますが、費用につきましては、代執行は市が立てかえるということになります。その後所有者に請求ということになりますが、先ほど申し上げましたが、助言、指導、勧告、命令、その次の段階が強制執行という形になりますので、現在のところまだそこまでの考えはございません。

（委員長）矢部委員、いいですか。

（矢部）いいです。

（坂本）今の関連でちょっと聞きたい。空き家、そういう大変なというのは恐らく相続問題とか、そういうものが絡んでいると思うのです。そういう場合大変かなと思うのだけれども、それに対してはどういうふうな。

（自治文化課長）確かになかなか手がつかないものというのは相続絡みで、なかなか相続もできないというような状況で、その相続人が全部市外に出ているとか、そういうのが多く見受けられます。そんな中で、例えば3人の相続人がいた場合、それ全員に今回もお知らせ等出しております。そんな中で、もちろん無関心な方もいらっしゃいますし、中ではこちらに相談をして指導していくような形をとっていきたいと思っています。

（坂本）これできるかできないか、ちょっと私なんかわからない。だけれども、うちの近くでそういうことで1つ、多分わかると思うのだけれども、県道に面している住宅なのだけれども、そのうちで要するに県道の歩道をつくりたいのだけれども、それもできないよと、相続人ももう散ってしまっていて、どうにも対応してもらえないと。周り中大変だと思っているのだ。そういうときに、その土地はあるわけです。だから、強制執行して誰が払う、その土地からの収入ではないけれども、土地もある、税金誰が払っているのだということもあると思うのだけれども、最終的にはその土地を処分してもらおう。市がやっぱりそれリードして処分してもらって、そういう必要な道路、歩道なら歩道をつくるとか、やっぱりそういうことまで指導できるのかどうかという、そこら辺はどうなのだろうか。

（自治文化課長）市でできるものとしては、先ほど申しあげました強制執行ということは、処分の話ではなくて不適正空き家、特定空き家を危険な状態から取り除くという、除却ですね、そういうところまでは法律上強制執行でできることにはなります。ただ、先ほどの知っているという案件の場所なのですけれども、実はそこはちょっと動き始めてきております。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。初めに、反対討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第21号 鴻巣市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時37分)



(開議 午前 11時38分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第31号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 正 午)



(開議 午後 零時58分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第31号の質疑を求めます。質疑はありますか。



(坂本) 19ページか、土地売払収入ところ、赤道とかで、ちょっと全部聞こえなかったのだけれども、その売払収入のところはどういうところが対象になっているかといったときに、多分赤道とかなんとかで数字言ったけれども、全部聞けなかったのです。その対象になっているのはどういふものがあるか、まずそこを。払い下げか。

(企画部副部長兼財政課長) 土地売払収入の関係だと思っておりますけれども、赤道、これは平成17年に国のほうから各市町村のほうに移譲されたのですけれども、その部分でよく宅地の中に昔の道路敷等あると思っておりますけれども、それが昔旧図のほうで赤い線と言ったものですから、赤道、赤道というのですけれども、家を建てかえたり、何かそういう事業起こす場合、公図を見てその部分の、中には無地番の部分もあるのですけれども、そういうものを市のほうに払い下げをしてもらって、宅地を確保して建てかえとか、そうするものなのです。あと、中には水路敷、これは昔青い線を引いたのですけれども、そういうのもわかった段階で市のほうに払い下げを求めて所有者が買い戻すという形の部分がこの売払収入のほうで入ってきております。

(坂本) 今回道路認定で1つそっちの部分で、広田のところが多分そういう道の関係だったのか、赤道だったか、あれは認定ということになっていたけれども、そういう場合にもしかして、今回のことは多分その売買はないのではないかなと思ったけれども、あれもその対象になっている。入っているのか。

(企画部副部長兼財政課長) 今回の部分、広田のほう、川里のほうでお寺さんの墓地の関係とか、あとやっぱりそれは所有者のほうから申請がありまして、申請があつて庁内で協議、特に問題がなければ払い下げの許可というか、大丈夫ですよということなのです。申請があつて何の問題もなしとなると、またさらに財政のほうで所有者のほうに、特に問題ないものですから、平米当たり単価幾らとか、そういう条件を付して再度申請者のほうに返すと。それで了解ならば申請してもらいまして、払い下げの手続をするという状況ですけれども。

(坂本) そんなに多いのではないのだと思うのだ、年間でも。あと、こ

のほかにこの土地売却収入というのは、市が持っているそういう赤道とかではなくても、通常の何かで市の所有になったという土地を払い下げるというのもあると思うのだけれども、こういうの年間にどのくらいあるのだろう。そんなに多いわけではないのか。

（企画部副部長兼財政課長）今駅前関係とかやっているのですけれども、中には工事の関係で代替地を求める場合があります。そういう場合は当然申請しまして、払い下げというか、そういう手続をやります。年間通しますと、一概には言えませんが、そういう代替地の市が持っている土地があれば、二、三件あるとか、来年度のほうもそういうのも予定はあるみたいですが、そういうのを含めましてそんなに数は多くないですが、ただ赤道の関係はかなり、10件とか20件とか毎年申請のほうは来ている状況であります。

（坂本）これから財政の厳しいときもあるかもしれない。そういうふうになってきたときに、やっぱり市が持っている、財産処分ではないけれども、そういうのを処分して新しい事業を起こしていくというふうなこともやると思うのです。だから、これからそういうのが結構出てくるのかなと思うのだけれども、そういう土地は結構市としては持っているのか。調べたことがないので、どの程度あるというのがわからないのだけれども、結構あるのですか、そういうのは。

（企画部副部長兼財政課長）うちの財政のほうで普通財産なりその辺管理しているのですけれども、実際その用地、数、筆数自体はあるのですけれども、やっぱり半端な用地とかがあるのです。どうしてもそれを公売して売るとかになりますと、やはりある程度数は、そんなにはないのですけれども、今実際に整理しておりますので、やっぱり年間通じて空き地にしておきますと除草作業とかいろいろ手間がかかるのです。やっぱりその辺は売れるものとか処分できるものというのはできるだけ対応していきたいとは思っておりますけれども。

（坂本）委員会は、一緒かどうかわからないのだけれども、図書館の跡があるよね。中央図書館とあったのだったか。あそこは、売るほうの考えでいると思うのだけれども、まだそれについては全然動きはないの、

あの後。決まっていなような気がしたのだけれども。

（企画部副部長兼財政課長）中央図書館の関係は、今建物はあるのですけれども、今年、来年と施設の管理計画、そちらのほうを整理していきまして、今後の利活用等もその中で検討はしていきたいとは思っておりますけれども。

（金澤）それでは、第31号 平成27年度一般会計補正予算（第6号）について何点か質問させていただきます。

まず、今回の補正というのは事業費の過不足分の調整、また事業完了の精算等で375億6,860万になったという説明ですが、当初予算が367億8,600万ということで、7億8,060万増加したという状況なのです。それに基づいて何点かお聞きしますが、まず今回の補正予算の主な補正内容、これ3月議会の補正ですから、当然事業費の確定が主の要素になってくるとは思うのですが、ほかに何か補正する内容で変わったことがあるのですか。

（企画部副部長兼財政課長）今回の補正は、ここ何年か、国のほうの補正ですが、予算の連動性があると思います。今回もやはり、福祉給付金との関係は前回の5号のほうでやっておりますけれども、国の補正に対応したものがございます。例えば先ほど言いましたように情報関係のセキュリティとの関係、これもやはり国の補正予算のほうで補助をつけてやると。それからあと、災害対策関係でマンホールトイレ等も当初は28年度で予定しておりましたけれども、やはり国のほうの補正でその対応、災害対策に対する強化ということがありましたものですから、今回前倒しして予算計上という形になっております。両方とも年度内は無理なものですから、繰越明許ということをお願いはしておるのですけれども、3月ですので、今委員さんおっしゃられましたように事業費の確定等で決算的な地方債の借り入れの限度額の変更等ありますけれども、その辺やっぱり毎年この時期になりますと国のほうの補正に対応する部分が出てきているのかなということでもあります。

以上です。

（金澤）それでは、継続費補正と繰越明許費補正についてちょっと確認

させてもらいたいのですが、行政予算というのは会計年度独立の原則というものは当然あるわけです。その中で例外として翌年1年間に限り繰り越しして使用できる金額というのが繰越明許費補正と私は理解しているのだけれども、継続費補正というのがあるではないですか。事業の内容を見ると、これと何か同じような感じで考えるように見えてしまうのですけれども、違いというのを明らかにこう違うのだよというところがどういうふうになっているのか教えてもらいたい。

(企画部副部長兼財政課長) まず、繰越明許のほうですけれども、当初はやはり年度内で、先ほど委員さんが言いましたように単年度主義なものですから、年度内でやるというのが前提であります。しかし、年度途中でやむを得ない事情等がありまして事業の執行が完結しないという場合は、繰越明許で次年度に事業の完了を含めてするというのが繰越明許費の性質かなと思います。継続費とは、はなからもう単年度でできないと、複数年でやらざるを得ないということで、今回の本庁舎の改修につきましても、予算計上し、入札等、それから契約等ございましてどうしても単年度でできないものですから、前もって2カ年の計画でやろうとするものが継続費と理解しておりますけれども。

以上です。

(金澤) 今のご説明で確かに私もわかるのですけれども、だから繰越明許の中で、うちの委員会では関係ないのだけれども、例えば駅通り再開発事業とか、原馬室・滝馬室土地区画整理事業とか、こういうのもいわゆる複数年の継続になるのではないかなという感じがするのだけれども、予算額が確定しているから繰越明許になるという解釈なのか、その辺がいまいち解釈ができないところがあるのだけれども。

(企画部副部長兼財政課長) 駅前の関係、大体その繰越明許はあくまでも単年度でやるのが主義だと。ただ、契約等は年度内で契約しているのですけれども、その後の事業がどうしても、契約が済んでいても工事絡みのものがあります。そういうものを含めますとどうしても4月に入ってしまうということになると、やはりどうしても明許にならざるを得ないとなってしまうのですけれども、その辺今回の明許の関係もあくまで

も前提としては単年度でやると。駅前の関係もやはり各単年度の事業計画をもって予算計上しておりますので、ただいろいろな事情がありまして、27年度内での執行は無理だということで28年度に繰り越してやると。ただ、28年度中には完了するということが前提で繰越明許は起こしております。

以上です。

(金澤) 次に、9ページの、今の説明に附属するのですが、地方債補正で追加については国の補正予算がついたもので、こういう事業もしますよという形で、セキュリティー対策事業と災害支援体制整備事業というのはわかったのですが、要は廃止、ふるさと総合緑道整備事業と川里中央公園整備事業、これは当然市長の市政推進の中でも当然やるという形で理解しているのだけれども、ここのこの2つのものを廃止したという、これはあくまでも事業費を減らしますよという意味合いなのか、それとももう実際この事業というのはほかのものに変わっていったしまうのか、その辺はどういう解釈したらいいですか。

(企画部副部長兼財政課長) あくまでも地方債の、廃止という言葉があればあれなのですが、廃止なのですから、事業がやはりなければ、その財源として地方債を起すわけですから、事業費が減額されれば当然連動して財源のほうも落とすということになっております。やっぱり事業によっての財源確保という意味での地方債ですので、今回の事業費のほうも減額しておりますので、そうすると財源も確保する必要ないということの判断で当然廃止という形になっております。

(金澤) それでは、歳入のほうにちょっと入らせていただきます。18ページの16、財産収入の1項の財産運用収入、これの利子及び配当金の件でございますが、先ほど説明で利子や配当金の補正が1億1,471万9,000円ですと。私もちょっと調べたら、当初の予算は3,746万6,000円だった。主な収入は、見ると合併振興基金、これが8,126万2,000円、減債基金の利子が1,965万5,000円、財政調整基金の利子が1,056万7,000円という形なのですけれども、当初の予算に対してかなり数値が伸びているのでは。伸びることは結構です。それだけ収入になるのだから。いい

のだけれども、28年の予算のほうもあるので、深くは質問しませんが、どういふ形で運用してこれだけの利子配当を受けたのか、そこをちょっと説明だけしてもらいたい。

(会計課長) 今委員さんのご指摘のように、予算額に対して4倍近い収入があった、見込まれるということですが、この理由といたしましては、今年度から実は本格的に基金の一括運用ということを行っております。昨年度までは各基金、12ある基金はそれぞれ通帳が別になっておりまして、例えば小さな基金でいいますと、200万円くらいの基金を定期預金にしても普通預金にちょっと上乗せしたぐらいの金利で1年間運用という形になったものを、この通帳を一本化することによりまして預け入れる単位を1億円でやるとか、そんな形で定期預金を組ませていただきますと、利子のほうが例えば去年までは0.025だったものが0.13とか0.15とかという、何倍も利息が稼げるようになりますということをやまず実施をいたしました。それと、当初予算の編成のときには、現在保有しております国債でありますとか地方債は半年に1回利金がつくわけですが、保有している債券の分の利金収入を基本的には利子の収入ということで見込んで積算をしているわけですが、ご存じのようにこここのところ国のほうの金融政策のほうで低金利政策というのが進んでまいりまして、鴻巣市で持っております債券の相場と申しますか、価格のほうはかなり高騰しております、これを途中で売却をすることによりまして当初購入したときの単価、100円で購入したものが例えば110円になりましたと、1割そこでそれを売却することによって収入、収益が上がるといふこと。この売却を今年度これまでに19本行っております、その収益のほうがこの金額で上がってきているというご理解をいただければと思っております。

(金澤) わかりました。今基金を一括運用したということ、それと売却益をやることよってこれだけの、当初予算に対して4倍もの運用益が出たというご説明でございますが、この基金の一括運用というのを昨年からはされたというのですが、従来これはできなかったものなのですか。たまたま今回この方針を変えて一括でできたのですか。それとも

前はやればできたのをやらなかったのですか。その辺をちょっと確認したい。

（会計課長）過去もう、済みません、これはちょっと最初からそういう考えがなかったというわけではないのですけれども、各基金ごとに、基金ができるごとに通帳をつくっていった、いつの間にか12冊の通帳ができていたということでございます。たまたまといいますか、一昨年にこういった自治体の金融関係では先進市であります福岡県の福岡市でありますとか、大分県の国東市等の事例がいろいろ情報として入ってくるようになりまして、両方とも基金の一括運用をして、そういった形でかなり大きな収益を上げているという情報が入ってきまして、ちょっと研究をいたしまして、鴻巣市においてもこれはぜひ取り入れたほうが今後、特に低金利時代でございますので、よろしいのではないかとということで、各基金の所管課の課長さんに全て説明をいたしまして、一括運用してこうということで、一昨年の12月に通帳のほうを一本化させていただきました。

（金澤）いや、私はいわゆる行政の公会計制度云々の中でそういう仕切りがあって実際できないかなと思っていただけけれども、要はだったらもっと早くやるべきだったではないですかという結論になってしまいます。要は、本来収益として見込めるもの、いわゆる実際収入として入るもの、それをやらなかったという解釈になってしまうわけですから、これからはぜひこの辺はうまく利用していただきたいと思うわけです。運用益のゼロ金利政策云々については、予算のほうで質問しますので、それは結構です。

それと、次の20ページの繰入金の基金繰入金、財政調整基金の繰入金は1億円入っていますが、この繰入金は歳出のどこの項目に大体回したのか教えていただけますか。

（企画部副部長兼財政課長）今回の歳入歳出はいろいろ入も減の部分、増の部分もありますし、歳出のほうにも増と減額部分があるのですけれども、その差し引きでどうしてもイコールにするために財調のほうの投入が必要だということで1億を繰り入れさせてもらいました。歳入歳

出を総計しますとそれだけ、マイナス1億という数字があったものですから、繰入金で足して調整を図ったということでございます。

(金澤) では、どこかの科目が急に資金が不足してしまって、それで回したという発想ではないのですね。

(企画部副部長兼財政課長) そういうことではなくて全体です。

以上です。

(金澤) 歳出のほうに入らせていただきます。

23ページの総務管理費の企画の部分ですが、この中で公共施設等マネジメント事業、マイナスの680万ということで、ご説明ですとハードウェアで、公会計に伴うもので28年度移行するために減ったという形なのですが、当然これ先ほど新規のほうのセキュリティー対策債事業、これと関連するかなとは思いますが、マイナンバーのセキュリティーのハードウェアとのこの辺の内容についてお聞きしたいのです。だから、1つは公共施設マネジメントのハードウェアというのはどういうものか、もう一つは電算機器管理費のセキュリティー対策の中のハードウェアというのはどういうものを示すのか、それだけ教えてもらいたい。

(総合政策課長) 公共施設管理、このマネジメントのほうのハードウェアというのは、実は市内にあるあらゆる公共施設を今後修繕であるとか、建てかえであるとか、道路の補修だとかということは長い年月の間にどのぐらい、毎年毎年幾らぐらいかかるだろうかというのをシステムに入れて出せるものを構築しようということで一回考えていたものなのです。そのハードとシステムの保守料を今年計上して、そこから自前である程度この管理計画がつくっていったらどうなのかなということで計上したものなのです。なので、まさしく市が持っているハード、建物だとかというものをずっと長い間、これから将来にかけてどのぐらいの費用がかかるかというのをするためのシステムです。なので、セキュリティーのこととはちょっと全然別物です。それを今回は公会計が入った関係で、固定資産台帳をつくらなくてはならないというようなことで、そこ連携してつくったほうが公共施設管理計画がつくりやすいなということなので、今回ハードのほうは落として、来年度予算ということにな



ってしまうのですけれども、そちらのほうの形でやっていくということで、このハードウェアの部分は実は総務省が簡易なシステムを出しているのです。ほかのところからデータをそこに入ると、おおむねの予想が立てられるというようなこともあって、とりあえずハードは毎年毎年正確なものが要るものではないので、そっちで賄ったらどうなのかということで、そちらのほうに切りかえる予定でいます。

以上です。

(金澤)セキュリティーのハードウェアの内容について教えてください。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) 一応セキュリティー対策事業のほうでは、歳入のほうでは国庫の補助金と起債ということで財源が手当てされております。その対象経費としまして、ハードウェアということと、あと電算処理業務委託料、この合計の7,700万を今予定をしておるところです。具体的にハードウェアの中身についてですけれども、今回国から求められておりますのが情報系ネットワークと言われているインターネットで外に出ていく線なのですけれども、こちらをL G W A N回線と言われております国と地方公共団体を結ぶ専用の線があるのですが、これが今現在は自治体が1本の線の中で分けて使っているという状態になっております。それを完全に別々の、物理的に別な線に組みかえなさいというのが今回国の指示になっておりました。そのための機器としてのハードウェアを今回購入をさせていただきます。それとあと、端末にログインをするとき、実際のパソコンを使うときなのですけれども、一般的にIDとパスワードの組み合わせで使えるようにするというのが認証の一般的なやり方なのですけれども、その1つだけではなくて、複数の要素、要は2つ以上の認証を用いなさいというふうに言われています。一般的によくあるのが生体認証と言われております。例えば手のひらの認証だったりとか、指先の指紋であったりとか、あるいは目とか、あるいはICカードといったもので認識をするのですけれども、それらを2つ以上組み合わせるやりなさいということが今回言われていますので、そのためのハードウェアの機器を購入する予定でおります。

(金澤) そうすると、その認証の関係なのですけれども、2つ以上という形で考えている。本市は、ではどういう形で考えているのか。公表できるのですか。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) 午前中の説明の中で職員課長のほうから職員の身分証がICカード、ICチップの埋め込まれているカードを今職員身分証として実は保有しております。ですので、そのICチップを利用いたしまして、今現在はICカードによる認証を想定しております。

(金澤) 今説明で認証2つ以上つくるとかと言ったではない。1つはICカードなのでしょう、職員。もう一つ何かあるのですか。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) 今現在は、既に1つの認証を用いています。それは、一般的なIDとパスワードによる組み合わせを既に行っております。それに追加してもう一つということで、今回ICカードの認証を考えております。

(諏訪) ただいまの23ページの電算機のところですけれども、国から求められているハードウェアなのですが、その割には国から出ているお金と地方債だけで足りないのでしょうか。予算額の財源内訳を見ますと、一般財源を入れての総合的な費用になっているかと思うのですけれども、費用の面で問題がないのでしょうか。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) 委員さんご指摘のとおり、今回国のほうが示しております財源としましては、国庫補助金のベースでいきますと、補助基準額、対象になる経費なのですけれども、そちらが2,850万ということで、その半分が補助金と、あと地方債ということで、実際には7,700万の事業ですので、4,855万円ほど一般財源の投入が必要になっております。ただ、国の補助金の計算に当たっては、日本全国の市町村の人口割ということで積算をされておりますので、そこの財源不足については各自治体が一般財源で手当てをなさうということになっているのが実情でございます。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) ないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第31号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成28年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。これについては歳入部分ということでお願いします。

(説明省略)

(委員長) 以上で歳入部分の執行部の説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。歳入部分だけです。

(休憩してもらえるの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時05分)



(開議 午後2時25分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

ページ数お願いします。

(諏訪) 地方交付税と、それから臨時財政対策債の比率なのですがけれど

も、地方交付税が前年度の予算より……ごめんなさい。ページ数25ページの真ん中辺の地方交付税なのですが、去年の予算額より3億ふえています。それと比較しまして、55ページの21款市債の臨時財政対策債、6款と読むのですか。ごめんなさい。こちらなのですが、こちらが昨年度、前年度予算からこれは7,000万低くなっている、この関係についてお伺いしたいと思います。

(企画部副部長兼財政課長) それでは、地方交付税のほうですけれども、前年度と比較しますと3億円増と。地方交付税のほうにも普通交付税と特別交付税ございますけれども、実際は普通交付税が去年は52億と、今回は55億となっております、この分が3億円伸びているのですけれども、国の財政計画によりますと、交付税の予算は大枠で0.3%落ちているのですけれども、鴻巣の場合は、お聞きだと思えますけれども、臨時財政対策債とか合併特例債の関係を借りているものですから、その分は、合併特例債については元利償還の70%が交付税に算入されると。その辺の伸びを見込んで、今回3億円ということで計上しております。中には28年度から合併算定替によって1割は落ちているのですけれども、それよりも公債費等の伸びによって3億円の計上しております。これだけではないのですけれども、あとは地方消費税交付金、この関係も収入はふえますとその分交付税は減ってはいくのですけれども、それ以上に相殺しますと3億円ぐらい伸びがあるだろうということで55億円の計上しております。臨時財政対策債につきましては、これよく言われるのは第2の交付税とも言われているのですけれども、国のほうもお金がないものですから、今までは国のほうで全て財源を確保して、やっていたわけなのですけれども、それも借金なのですけれども、それを国と地方で折半してやろうということになったわけなのですけれども、それによって臨時財政対策債が平成13年からなっているのですけれども、今回国の方針ですか、リーマンショック以来、以前に戻った景気、経済状況ということで、臨時財政対策債につきましては、国のほうは枠としては落としていこうということになっております。それによって、今回はごらんのようには16億5,000万と、去年が17億2,000万ですけれども、7,000万円の減と

ということで、減少のほうで28年度は見込んでおります。

以上です。

(矢部) 今度の予算が346億8,800万ということで、これが昨年度より約21億は減ったということで、昨年度が一番最高だったのか何だか。それで、これ以上は、これからはまた事業というか、大きな事業は多分ないと思うというか、そういうあれでもって、昨年度よりもこれからはずっとあれを超えるようなあれというのはないのかな。どうなのかな。これからずっと減っていくということになるのかどうか。

(企画部副部長兼財政課長) 予算のほうにつきましては、27年度と比較しますと約20億ぐらい落ちているのですけれども、今まで最高が平成26年度の379億と。答弁でもありましたように、今まで合併の関係で、10年間でいろいろ事業を起こしてきたわけなのですけれども、だんだんその事業のほうにも完成、完了が見込めるということで、今回は346億8,800万という予算計上になっております。今後、恐らく予算的には下がっていくとは思いますが、それはちょっと一概には言えないと思います。突発的な事業とか、今後の事業の進捗にもよるのですけれども、財政サイドとしては減少傾向にあるのかなという考えは持っております。以上です。

(矢部) そして、次は22ページの地方の、この油のあれって、これは軽油のことを言っているのですか、何か9,000万というのは。

(企画部副部長兼財政課長) これにつきましては、地方揮発油譲与税ですので、一般的にはガソリン等、そういう燃料費にかかる税金に対して地方に交付されるということでございます。ガソリンだけではないと思うのですけれども、主にそういう……

(矢部) 今ガソリンというか、あれだった。軽油にも別に、払っているほかに軽油税というのを取られているから、その分かなと私は思ったのだけれども、ガソリンと、ではそういうあれも入っているのかね。はっきりこれが中身がちょっとわからなかったもので、あれした。

(企画部副部長兼財政課長) うちのほうで細かくちょっとその辺はあれなのですけれども、年々揮発油譲与税のほうにつきましては、過去も見

ますと、年々落ちているということで、その原因というのは、今エコの関係で、エコカーの関係で、そういうガソリンの消費等も落ちてきているのかなと考えております。減少理由としては、同額は見えておりますけれども、過去から見るとやはりガソリンの販売量が落ちているのかなと。それが一概にガソリンだけというのはちょっとあれなのですけれども、主にガソリンが対象になると思います。

(矢部) それとあと、自動車重量税が昨年度と同じなのだけれども、その免除みたいなするようなあれも国のほうでもってあれするというのは、まだそういうのはわからないということで同じ年度のようなあれでもって組んでいるのかな。ちょっと見ているけれども。

(企画部副部長兼財政課長) 自動車重量譲与税につきましては、国のほうについては28年度は伸びる傾向にあるというふうに見ております。国のほうの予算見ると、1.6%ほど伸びる傾向にあると。これ市町村のほうに譲与税として交付されるものが市町村道の道路の延長距離とか面積によって案分されるのですけれども、この辺は国のほうに準じて、私どものほうでも譲与税のほうについては今回は同額を見えております。エコカー減税によって、重量税のほうも減税対象になっておりますから、その辺の影響はあると思いますけれども、やはりエコ、エコということを騒がれているものですから、自動車自体は台数はふえていくのかな、買いかえによってふえていくのかなと、そういう伸びも見て、国のほうは見えております。市としては、ちょっと伸ばさないで、同額程度を見込んではおるのですけれども、減税にも影響はあると思います。

(矢部) それによって、またこの取得税も同じだと思うのですけれども、これ7,000万でやっているの、同じ考え方できるのではないかなと思うのだけれども。

(企画部副部長兼財政課長) 自動車取得税交付金のほうにつきましては、これにつきましても消費税が、今わかっている時点では、消費税が10%になった段階で、これは県の県税なものですから、廃止というのは聞いております。県の税収見込みとしては伸びる、やはり県税自体は伸びる方向なのだけれども、取得税交付金については同額を見えております。

この辺もやはり減税対策、エコカー減税の影響等はあると思うのですけれども、市としても県税の伸びなり、その辺を考慮して、今回は同額を見ておるのですけれども、やはりこの辺も車に関しましては減税の対象にはなっておりますけれども、伸びていることは伸びているという見込みはございます。よろしいでしょうか。

(矢部) それと、ゴルフ利用税のあれなのですけれども、鴻巣市には隣がゴルフ場があるので、毎年のように2,000万は入っているのだけれども、利用税というか、減るというか、今ゴルフやる人が減ってきているのは減ってきているのですけれども、これは内容的にはわからないと思うのだけれども、この2,000万って、これも同じように組んでおいて大丈夫なのかどうなのかという、そういう点も私ども幾らか心配があるのだけれども、今のところ、そういうあれというのはないのかどうか。

(企画部副部長兼財政課長) ゴルフ場利用税交付金につきましても、これは県税の関係なのですけれども、各都道府県内にゴルフ場があれば交付されるわけなのですけれども、鴻巣市については鴻巣カントリーありますものですから、その分が入ってきていると。県の見込みとしては、28年度はちょっと見込みとしては下がっていると。ただ、今までの市のほうの状況を見ますと、平成21年が2,400万で一番高かったと。だんだんと2,100万から26年度で2,000万と、27年度もその前後かなと考えられるものですから、ゴルフの一時的なブームとか、その辺はあるかもしれませんが、今回は同額を見させてもらっております。

以上です。

(矢部) それと、今ゴルフ場のあれですが、あと水面に貸しているあれが、前は600万ぐらいなかったかなと思う。500、ページがちょっとわからないのだけれども、あれはあのまま変わらないあれですか。

(何事か声あり)

(委員長) ページ数は。

(矢部) 何か水面のあれがあったよね。これは、前から変わらなかったのですか。600万ぐらいあったと思ったかなと思ったのだけれども。

(企画部副部長兼財政課長) 水面貸付料につきましては、今まで合併以

前ですか、川里のときから、この辺の貸付料については平米当たり100円でやっていたのです。これは、私どものほうもちょっと根拠というか、なかなかその辺がなかったものですから、ただやはり見直しをせざるを得ないと。合併して10年たちましたものですから、利用者というか、払ってもらっている方にもその辺の話は聞いております。やはり正規のことからすれば、評価に対して貸し付けが本来の基本だと思うのです。その辺、今回は、28年度につきましては、根拠がなくてはちょっと難しいものですから、根拠づけをしまして、固定資産評価に基づいて今回は評価させてもらっています。委員さんが今言われたように、平米100円ですから、全体で8万8,080.63平米、筆数にして295筆あるのです。それを27年度までは880万を見ておりましたけれども、今回見直しをさせていただきますと、533万4,000円という数字、これはあくまでも評価基準にのっとっての評価をし直しての貸付料になっております。

以上です。

(矢部) それで、その上の土地貸付料の、これ、たんぼぼ荘とか入っていると聞いたのだけれども、これは今に、前はたんぼぼ荘、無償のあれではなくて、もう期限が来てあれになったのだ、何だか、そこを説明をちょっとお願いしたいのだけれども。

(企画部副部長兼財政課長) たんぼぼ翔裕園ですか。こちらのほうも財政のほうで土地貸付料ということで、この部分、1,103万4,000円あるのですけれども、そのうち法務局の関係、それから交番、駐在所も6カ所程度貸しているのですけれども、その中でたんぼぼ翔裕園のほうにも、これは1万5,827平米ですか、お貸ししてしまして、貸付料としましては、自治法上にのっとって、評価に対して、土地、1,000分の3.5を掛けまして、貸付料をいただいております。

(大体平米幾らぐらいの声あり)

(企画部副部長兼財政課長) 平米だと353円です。

(矢部) 駐在所とかは、もっといいわけですか、そうすると。

(企画部副部長兼財政課長) 駐在所等もやはり市の評価額ないしは固定資産評価等のそれぞれの土地の価値があるものですから、その価値、評



価に対して、評価基準ですか、割合を出しております。場所によっては単価がそれぞれ違ってくると思いますけれども。

以上です。

（金澤） それでは、平成28年度予算の歳入について質問させてもらいます。

まず、25ページなのですが、9款の地方特別交付税の中の1項の地方特例交付金7,500万、先ほどの説明ですと住宅ローン等の補填に充てるというような説明があったのです。今回第14号で、鴻巣市の手数料徴収条例の中で長期優良住宅等の普及促進というのがあるではないですか。こういう条例ができると、当然通常の建設会社さん、建て売り業者さん、おのおの長期優良住宅を売り込もうということで推進していくと思うのですけれども、この交付金自体が7,500万で前年と変わりませんよ。私、予算に対して、よく前年予算というので皆さん説明するので、私は必ず決算のほうの数字見ているのです。そうすると、これ8,000万だったのです、前回。というような形なのだけれども、これについて今後増加するのではないかなという私は解釈するのだけれども、その辺の見解はどうでしょう。

（企画部副部長兼財政課長） 地方特例交付金につきましては、住宅ローンの控除があると思うのですけれども、今申告の時期で出ているのですけれども、これは27年度のローンの関係で、個人個人が所得に対して控除が決まってくると思うのです。所得税のほうで1人が、額はちょっとはっきりあれですけれども、13万とか15万とか、あると思うのですけれども、それでその所得税で落とし切れない分がありますよね。例えば所得なら所得税がそこまでいっていないと。所得が低ければ所得税のほうも低いですから、15万ならば全部使ってしまうのですけれども、その残った分を今度は市町村民税のほうでも、その残った分を引き落としできると。そうすると、市町村については、その減額というか、取れるものが取れないという言葉はちょっとあれですけれども、課税できるものがない分があるものですから、その分を市町村のほうに補填する意味で地方特例交付金が翌年度に支払われるということになりますので、こ

れは年によって対象者が多い、少ないはあるかもしれませんが、その辺を見込んで、今回前年同額で7,500万と。ある程度申告が終わって、6月ごろになりますと、市税のほうから県税のほうに報告しますので、どのくらい市町村のほうで減税分というか、影響が出たかと、その分がわかりますので、その額に応じて交付されると。これだけ市町村のほうにマイナス要素があった、引かれたものがありましたから、その分を28年度で交付するということの制度でありますので、決算ではなかなかちょっと数字のほうは、今委員さん言いましたように8,000万とか、数字は来ますけれども、なかなか読めない部分があるものですから、前年同額という形でとらさせていただきました。

以上です。

（金澤）では次、26ページの13款の使用料及び手数料の1の使用料の中の総務使用料の中で2つほど質問したいのですが、文化センター使用料、これレストラン馬車道が撤退したということで、この使用料というのは恐らく家賃だと思うのです。これ新たな先が決まった。これはいいなと思ったのだけれども、この使用料云々というのは、期間の契約というのはあったのですか。いわゆる5年契約で家賃が幾らとか、そういう取り決めになっていたのですか。

（自治文化課長）昨年8月に馬車道のほうから撤退したい旨の申し出がありまして、その後、募集をかけてやってきたわけですが、馬車道のときが27万5,000円、月額でございます。今度のなごみのやにつきましては、15万円ということで決定させていただきました。使用の許可につきましては、1年ごとでございます。使用承認みたいな形で行っております。

（金澤）そうすると、いわゆる3年間とか5年間とか、長期契約ではなくて、1年ごとのいわゆる契約の更新で変わっていったということですか。

（自治文化課長）はい、そのとおりでございます。

（金澤）では、前回より安くなったということですね。

（自治文化課長）そのとおりでございます。施設が大分古くもなっ

ておりますので、その辺の見直しも行ったところでございます。

（金澤）次に、これの2つ下に市民活動センターの使用料がありますよね。これアネックスの3階の市民活動センターの使用料だと思うのですが、鴻巣には全国一の市民ホール併用型のシネマがありますよね。あそこに市民ホール2つあるわけですが、ホール自体が。その使用料というか、その使用とこの市民活動センターの使用料をうまくドッキングしてやると、相乗効果が図れるかなと思うのだけれども、活動センターの使用料というのはあくまでも活動センターの中での受け付け事務で終わらせてしまっているのか、その辺をちょっと聞きたいのですが。

（自治文化課長）この市民活動センター使用料につきましては、市民活動センターの中の会議室等でございます。映画館の多目的ホールA、Bにつきましては別のもので、映画館のほうの歳入のほうになっております。

（金澤）では、いわゆる別々ですよというのはわかりました。ただ、会議とか、いろいろ公演とかやるときに、相乗的に多目的ホールとこの市民センターのほう、活動センターのほうを両方併用で使えるような売り込みというのは実際なされているのか、あくまでも申し込み時点でもうそのまま受けているのか、その辺はどうなのでしょう。

（自治文化課副参事）ただいまのご質問ですが、今ホールをご利用いただきまして、控室等がない状況ですので、活動センターのほうの会議室をぜひ控室等に使ってくださいということで、ご利用いただいております。あわせてお勧めさせていただいております。

（金澤）そうすると、市民活動センターの中では、登録制ですよ。いろんな団体が今入っていますよね。あの方のいわゆる団体数というのは、当初発足よりかなりふえています。

（自治文化課副参事）昨年より50団体ふえまして、今既に231団体になっております。

（金澤）50ふえて231団体。随分ふえましたね。

（自治文化課副参事）ただ、230が全部会議室使うということではなくて、あそこの活動センターには会議室と、あわせて印刷をしたり、あるいは

紙折り機があったりという、特に売り込みをしているのは拡大の、大型のポスターなり看板なりをつくるような機材が用意してありまして、そちらをご利用していただきたいということで、自治会さんや、あと社会福祉協議会のほうにボランティア団体さん、たくさんおいでになりますので、そちらのほうにご加入いただければ、加入されないと、登録をされないと使えない機材なものですから、そういった形でふれ込みをしまして、今回50増になりました。

以上です。

(金澤) わかりました。ふえることは非常によろしいかなと思うのですが。

次に、39ページの県支出金についてお聞きしたいのですが、1款の県負担金の埼玉県分権推進交付金1,408万9,000円ですか。これ私の解釈だと、県から市へいわゆる事務の移譲をやっているという、のための交付金というか、負担金だと思うのですが、これ当然今分権の時代ということで、国から県、県から市にいわゆる事務事業を移行していますよね。鴻巣も恐らくこの三、四年、この事業が動いてきていると思うのですが、実際の程度の事業がふえているのか。実際、ある程度もう横ばいになってしまっているのか、その辺をちょっとお聞きさせてもらいたい。

(総合政策課長) この分権は、27年度の例でいいますと113事業、分権、移譲したい事業がありまして、そのうちの68事業が鴻巣が受けている事業です。60.2%ということなのですけれども、これ、ただ全市町村が受けてしまうと、もう移譲事務ではなくなってしまうのです。なので、総数というのがなかなか、毎年毎年動いている状況なのです。ある程度もう、鴻巣はちょっと低いほうなのですけれども、移譲率は、ある程度のところまではいっているようです。というのは、中には県もやったことがない事業というのが中にあるのです。一回も県にもやったことがない事業があつて、それなら、では市町村が受けてしまってもいいのではないかとということもあるのですけれども、そうなると実際に来たときに、県もやったことがないので、やり方が全然わからないというものがあつて、県のほうは、ほとんどないから、市のほうが受けてくれというよう

な事業も実はあるようなのです。ただ、なかなかちょっと難しいところもあって、なかなか全部受けられないというところがあります。または、上位法令が変わったことによって、自然に全市町村が受けなくてはならない、それも分権の関係で移譲になっているというような事業もあります。ただ、鴻巣は埼玉県下の中ではちょっと低いほうなので、ある程度もう少し移譲を受けていかななくてはいけないかなということではちょっと考えております。

（金澤）そうしますと、全体的に埼玉県の市町の平均からいくと鴻巣市は若干少ない状況だということなのですが、当然これ職員数の問題にも波及してくるので、それを右から簡単にふやすというわけにはいかないでしょうし、ふえてしまったら今度は1人当たりの職員数の仕事量がふえてしまうわけなので、非常に難しいところ、それがお金に対価することなので、お金でもらうか、事業でもらうか、どっちがいいかという問題があると思うのですが、これ基本的にどうなのですか。平均ぐらいになっていけばいいなという発想でお考えになっているのですか。

（総合政策課長）うちのほうが取りまとめやっておりますけれども、それぞれの課、移譲される課が専門的な知識だとか、そういったスキルが本当に身について、それに対応できるかというのを、そのタイミングを見て、移譲のほうを受けていきたいと思っています。

以上です。

（金澤）次に、47ページの財産収入の1款の財産運用収入の利子及び配当金のほうとちょっとお聞きしたいのですが、まず1つは減債基金なのです。平成28年度予算大綱の5ページにも、普通交付税の合併算定替による加算が平成28年度以降順次減少していくと、33年度から全くなくなるという見込みだという形で答弁してありますが、減債基金の33年度までの逡減的に下がっていくと思うのです。いわゆる段階的な。これというのは、ある程度段階的なパーセントは幾ら減に、每期何%減になるとかという形になっているのですか。逡増、逡減ってあるではないですか。

（企画部副部長兼財政課長）減債基金ではなくて、算定替のあれですか。

（金澤）ごめんなさい。算定替の数字。ごめんなさい。

(企画部副部長兼財政課長) 算定替の数字なのですけれども、算定替はあくまでも新鴻巣市で交付税を計算した場合、一本算定の場合と、あと旧鴻巣、旧吹上、川里の3つがそれぞれ交付税として計算していった場合の、その一本算定と3つを合わせたやつの差が算定替によって、加算分として見られているわけなのですけれども、その加算分が、これは加算分は高いときでは15億ぐらいの加算分があったのですけれども、27年度につきましては12億弱になっております。それは、一本算定のほうもふえている、伸びているから、その差が、間差が縮まってきたということになるかと思えます。その算定替の分が平成32年までは見るわけなのですけれども、段階的に、激変緩和ということで、28年がその算定替の分の1割減と、29年が3割減ということで、あくまでも算定替が27年度ベースですと12ですけれども、それは計算してみないと、その差額がどのくらいになるのかというのはちょっとわからないと思えます、これは。やっぱり動いていますので。

以上です。

(金澤) 私のちょっと質問がおかしかったかもしれないのですが、合併算定替による、28年からスタートしますよね。29、30、31、こう、33が最終的にはゼロになる。そうすると、每期10%か20%、30%かという取り決めはないのですか。数字によって変動、私は10%、20%、30%減っていくのだよと、いわゆる逡減的になっていくのだよという発想かなと今質問したのですけれども。

(企画部副部長兼財政課長) 委員さんおっしゃるとおり、逡減的に、28年が1割、29年が3割、30年が5割というぐあいになっていきまして、32年が9割減と、33はゼロになります。5年間でやると。33からは一本でいくということです。

以上です。

(金澤) わかりました。では、その内容については理解できました。それと、利子及び配当金の中で、先ほど補正のほうで1億4,000万ぐらいの利益が出たということなのです。運用資金自体が基金の合計をまとめて運用していますよという形でやっているのですが、運用資金というの

は、いわゆる幾らですかということ、末残で言うような形になってしまうのだらうけれども、平残的には、ある程度の数字で、半年間とか、置いてあったのですか。要は財調とか何かだと、でっこみひっこみがあるではないですか。ところが、安定的に、今の減債基金なんかはある程度もう数字的に、半年間なら半年間、ずっと平残で置いておけますよね。置いておけるということは、それだけ配当がいいわけですから、そういう発想からいくと、大体平残でどのぐらいのいわゆる投資債券の金額をやったのか、その辺をちょっとお聞きしたいのですけれども。

（会計課長）まず、定期預金につきましては4月後半から3月下旬まで、約11カ月の定期預金を組むようにしています。まず、現在の基金の全体の額としましては、80億を超える基金が総額としてあります。そのうち、内訳として債券、国債とか地方債等の運用に充てておりますものが約30から35億の間で売り買いをしている形です。残りの50億前後を定期にするのですけれども、財政調整基金につきましては、年度の後半になりますと歳計現金のほうはかなり逼迫してくるので、普通預金で置いておきますので、財政調整基金の約30億ぐらいにつきましては、定期預金は半年ぐらいの運用でやって、あとは普通預金として置くような形が基本的な運用の方針でございます。

（金澤）そうしますと、大体運用益を稼ぐためにどういう運用しているかというのは今お話がありました。この47ページには、予算的に利子、配当金は5,829万3,000円ですと、前年度予算が3,746万6,000円ですよというのがわかりました。ただ、実際は1億4,000万でしたよね。そうすると、では今年度予算の5,829万3,000円、これがいわゆるゼロ金利政策が出ましたね。この数字というのは、その前に予算化した数字なのか、ゼロ金利がもう政策がスタートしてしまったから、その後、印刷しているのだから、見直しできないと思うのだけれども、その辺はどうなのでしょう。

（会計課長）ご指摘のように、ゼロ金利政策、日銀の総裁が発表したのは1月29日でございます、当然そのときには当初予算案のほうはもう固まっていたような状況でございます。ただし、影響としまして

は、今回例えば定期預金の金利でいいますと、今指定金融機関のほうで、ことし0.02%定期預金だったものが0.01%と半分、0.02%だった普通預金は0.001と約20分の1になっております。ただ、定期預金、普通預金での利息の収入、今回の積算の中では大体影響額としては3%くらいというふうに見ておりますので、この数字が極端に減るということは考えておりません。むしろ逆にマイナス金利の影響で、保有しております債券の価格が高騰しておりますして、そちらの売却益が見込まれれば、今年同様に見込まれれば、同じような1億を超えるような売却益が出てくるというふうに見ております。あくまでも今回この当初予算の積算ではその売却というのは一切考慮せずに、債券につきましても半年に1回ずつ入ってくる利金の収入だけで計算をしております。

以上です。

(金澤) そうしますと、国債等の運用等があるので、この予算よりも良化するというふうな形で見えておいていいなというふうに私は思うのですが、いかがですか。

(会計課長) あくまでも予測になってしまいますけれども、昨年、一昨年と同じように、現在日銀のほうの低金利政策というものが継続していく限りは、債券等の単価上昇し続けるというふうに考えておりますので、タイミングを見て売却を図っていけば、今回の補正同様に、来年も補正を組むような形でいけるのではないかなというふうに考えております。

(金澤) 次に、49ページの18款の繰入金の基本繰入金についてちょっとお聞きします。

ここに財政調整基金の繰入金、これが本年度予算が10億7,000万ですよと、前年度予算が13億5,000万というように、2億8,000万マイナスという形で出ております。前の議会でも財政調整基金自体が標準財政規模の残高の7%から10%が適しているのだというようなご説明がございましたが、今回の財調の繰り入れについては、全体的なバランス的で、総予算自体が対前年より下がっていますから、数字的には落ちるなどは思うのですが、いろいろな部分で資金が必要な、逼迫するようなケースもこれから出てくるのではないかなというふうなあれは私自身は思うのです



が、この財調の約10億という繰り入れという見込みというのは、全体的なバランス、いわゆる歳入歳出のバランス、キャッシュフロー等を見た場合の差額の調整で大体10億だというような形で見解を出しているのか、まずそこだけちょっとお聞きしたいのですけれども。

（企画部副部長兼財政課長）今委員さんご指摘のように、財政調整基金のほうにつきましては歳入歳出の調整ということで、今回10億7,000万と、昨年が13億5,000万と、予算規模に依拠するというか、あれなのですけれども、今回は10億7,000万で調整が図られたということなのですけれども、財政サイドからすれば、財調が要らなければ一番いいわけなのですけれども、その辺は調整しながら、繰り入れのほうは考えていきたいなとは思っておりますけれども、財政調整基金のご指摘のようにどのくらいが適正規模なのかというのは、一般的には5から10%という話はお出ているのですけれども、今回財調10億7,000万入れまして、実際は16億ぐらが残るわけなのですけれども、それが適正規模なのか。5%を超えておりますので、適正規模とは言えるのですけれども、その辺、今後予算の編成の中で増減はあろうかと思っておりますけれども、できるだけ財政サイドといたしましては、財調のほうについてはこの標準規模以上に残してはいきたいとは思っております。これが10億というのができればもうちょっと繰り入れが少なければ少ないほどいいにこしたことはないのですけれども、その辺の予算との絡みもありますので、増減というのは今後出てくるのかなと考えております。

以上です。

（金澤）わかりました。よくわかりました。

最後に、55ページの21款の市債についてお聞きします。市債については、これ全体的ないわゆる借り入れの見込み状況についてちょっとお聞きしたいのですが、先般代表者質問の中で本市の借入金、起債ピークがどのくらいだといったときに、約500億ちょっと超えますよと。平成30年から34年の5年間で毎年約50億ぐらいの返済が必要だというようなお話を受けました。まず、そこで1つ聞きたいのは、この50億円、年間50億円というのは合併特例債の返済も入っていると思うのだけれども、合併特例

債の中の70%は戻ってきますよね、交付金で。それは、あくまでもこの50億の中には入っていないという計算でいいのですか、それともそれは見込んでの数字なのか。50億はとにかく返済する。だけれども、そのうちの特例債の70%は交付税で入ってくるから、差額が実際の返済金だよというふうに解釈するのか、その辺をちょっと確認をさせてもらいたい。

(企画部副部長兼財政課長) 公債費のほうにつきましては、言われているように、今までの合併特例債、臨時財政対策債、その他の地方債等あるのですけれども、その公債費が30年から34年度は、今の推計ですと、50億を超えると。その公債費の返済の中には当然臨時財政対策債、合併特例債の償還も含まれております。交付税の計算、今回55億を見ておりますけれども、その55億の算定としましては、基準財政需要額として公債費の70%、特例債の70%、臨財債の100%も見ております。だから、あくまでも含めての55億の交付税と、公債費の50億を超えるという数字になっております。

(金澤) そういう説明でよくわかりました。あと、公債費については30年から34年で年間で約50億返済していかななくてはならないという話が出ました。今もう一つ、今回の議会でも公共施設の総合管理計画というのがございますよね。この管理計画は、ことしの今年度の12月ごろには出るという形になってくるのだけれども、そこで総合管理計画の中で修理とか改修とか、そういうものの数字が当然出てきますよね。そうすると、それがかなりの数字になるのではないかなと。それを改修していくには当然交付税だけでは無理なので、公債費、市債も発行しなくてはならないということになると、通常のお話があったこのような公債費の返済プラス総合振興計画の中での公共施設等の改修等で使う資金というの当然必要になってくる。そうすると、恐らくこの返済額というのはもっとふえるのではないかなというふうに私は危惧するのだけれども、その辺はいかがなのですか。

(企画部副部長兼財政課長) 28年度に公共施設管理計画を策定して、今後の各施設の改修なり出てくると思うのです。それに応じて、いつごろの計画が、改修が適正なのかとか、出てくると思うのですけれども、当

然その改修費なり、修繕費等もかさんできます。今回その管理計画の一つのあれというのは、国のほうで、公共施設管理計画なり、計画をちゃんとしたものをつくってもらえれば、つくれば、起債が起こせると、地方債が起こせると。今までは、撤去とかは、あくまでも施設の撤去費につきましては一財でやらざるを得なかったと。ただ、国のほうの方針で、今の時期というか、今後につきましては各自治体のほうも改修と撤去費等が出てくる施設が多いだらうということで、この計画書の策定をまずしろと。策定によっては、地方債の借り入れもできるということが前提なものですから、それにあわせて本市におきましては計画、当然施設の見通し等もありますけれども、起債が起こせるということなので、計画を進めておる状況です。やはりその費用というのは、起債をしたとしても、一時的に一財で払うよりも、地方債で5年、10年というふうに分割で払っていったほうが負担は和らぐという考えでございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ございますか。

(なし)

(委員長) 以上で……

(委員長、1点いいですかの声あり)

(秘書室長) どうも済みませんです。先ほど矢部委員からのゴルフ場利用税の話が出ましたので、一応情報ということでお話しさせていただきますけれども、一部国ではこのゴルフ場利用税を廃止したいと、そういった動きがあります。と申しますのは、2020年ですか、東京オリンピックがありまして、ゴルフもその競技種目になっていると、その推進という意味で廃止の動きがあるのですけれども、全国市長会としましては、要はゴルフ場は山が多いわけですから、特に地方にとっては。そうすると、この利用税交付金がなくなると、その自治体にとってはかなりの痛手になるわけです。そういったこともありまして、全国市長会としては何とか今のまま現行制度を維持してくれと、そういった要望活動もありまして、その結果かどうかわかりませんが、28年度は現状のままだと、そういった状況でいるということをお話しさせていただきます。済みま

せんでした。

(何事か声あり)

(委員長) いいですか、では。

(はいの声あり)

(委員長) 以上で歳入部分の質疑を終結いたします。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

あすは午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後3時15分)

